

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則新旧対照表
(第1条関係)

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 訪問介護</p> <p> 第1節 訪問介護（第3条—第9条の3）</p> <p> 第2節 共生型訪問介護（第9条の4・第9条の5）</p> <p> 第3節 基準該当訪問介護（第10条—第13条）</p> <p>第3章～第12章 略</p> <p>第13章 特定福祉用具販売（第86条—第89条）</p> <p>第14章 雑則（第90条）</p> <p>附則</p> <p> 第2章 訪問介護</p> <p> 第1節 訪問介護</p> <p> （訪問介護計画）</p> <p>第9条 サービス提供責任者は、訪問介護計画について条例第23条第3項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。</p> <p>2 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成したときは、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、訪問介護計画の変更について準用する。</p> <p> （感染症の予防等のための措置）</p> <p>第9条の2 条例第31条第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>（1）当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</p> <p>（2）当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>（3）当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 訪問介護</p> <p> 第1節 訪問介護（第3条—第9条）</p> <p> 第2節 共生型訪問介護（第9条の2・第9条の3）</p> <p> 第3節 基準該当訪問介護（第10条—第13条）</p> <p>第3章～第12章 略</p> <p>第13章 特定福祉用具販売（第86条—第89条）</p> <p> （新設）</p> <p>附則</p> <p> 第2章 訪問介護</p> <p> 第1節 訪問介護</p> <p> （訪問介護計画）</p> <p>第9条 サービス提供責任者は、訪問介護計画について条例第23条第3項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。</p> <p>2 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成したときは、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、訪問介護計画の変更について準用する。</p> <p> （新設）</p>

改正案	現行
<p><u>(虐待の防止のための措置)</u> <u>第9条の3 条例第38条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</u> <u>(1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u> <u>(4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。</u></p> <p>第2節 共生型訪問介護 (共生型訪問介護の基準) <u>第9条の4・第9条の5 略</u> (準用) <u>第17条 第5条、第6条、第8条、第9条の2及び第9条の3の規定は、指定訪問入浴介護の事業及び指定訪問入浴介護事業者について準用する。この場合において、第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第52条において準用する条例第31条第3項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第52条において準用する条例第38条の2」と読み替えるものとする。</u> (準用) <u>第22条 第5条、第6条、第8条、第9条の2、第9条の3、第14条第2項及び第14条の2の規定は、指定訪問看護の事業及び指定訪問看護事業者について準用する。この場合において、第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第66条において準用する条例第31条第3項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「条例第56条第1項に規定する従業者」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第66条において準用する条例第38条の2」と、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第56条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第55条に規定する</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>第2節 共生型訪問介護 (共生型訪問介護の基準) <u>第9条の2・第9条の3 略</u> (準用) <u>第17条 第5条、第6条及び第8条の規定は、指定訪問入浴介護の事業及び指定訪問入浴介護事業者について準用する。</u> (準用) <u>第22条 第5条、第6条、第8条、第14条第2項及び第14条の2の規定は、指定訪問看護の事業及び指定訪問看護事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第56条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第55条に規定する指定介護予防訪問看護」と、「指定介護予防サービス等基準条例第45条第3項」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第56条第3項」と、「第14条第1項」とあるのは「第19条」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」とあるのは「満たすこと」と、「第45条第3項及び前</u></p>

改正案	現行
<p>指定介護予防訪問看護」と、「指定介護予防サービス等基準条例第45条第3項」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第56条第3項」と、「第14条第1項」とあるのは「第19条」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」とあるのは「満たすこと」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第56条第3項及びこの規則第19条」と、第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第56条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第55条に規定する指定介護予防訪問看護」と、「第45条の3」とあり、及び「第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第58条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第23条 指定訪問リハビリテーション事業者(条例第68条に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーション(条例第67条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額及び健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>4 条例第75条において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、前項に規定する費用とする。</p> <p><u>(リハビリテーション会議におけるテレビ電話装置等の活用)</u></p> <p>第23条の2 条例第71条第5号に規定するリハビリテーション会議は、テレビ</p>	<p>項」とあるのは「第56条第3項及びこの規則第19条」と、第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第56条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第55条に規定する指定介護予防訪問看護」と、「第45条の3」とあり、及び「第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第58条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第23条 指定訪問リハビリテーション事業者(条例第68条に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーション(条例第67条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額及び健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>4 条例第75条において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、前項に規定する費用とする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。</u></p> <p>(訪問リハビリテーション計画)</p> <p>第24条 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画について条例第72条第3項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。</p> <p>2 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成したときは、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第25条 第5条、第6条、<u>第8条、第9条の2、第9条の3</u>、第14条第2項及び第14条の2の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業及び指定訪問リハビリテーション事業者について準用する。この場合において、<u>第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第75条において準用する条例第31条第3項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「条例第68条第1項に規定する従業者」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第75条において準用する条例第38条の2」と、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第66条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第65条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション」と、「第45条第3項及び介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第23号。以下「指定介護予防サービス等基準規則」という。）第14条第1項」とあるのは「第66条」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」とあるのは「満たすこと」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第68条」と、第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第66条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第65条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション」と、「第45条の3」とあるのは「第67条」と、「第52条において準用する条例第</u></p>	<p>(訪問リハビリテーション計画)</p> <p>第24条 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画について条例第72条第3項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。</p> <p>2 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成したときは、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第25条 第5条、第6条、<u>第8条</u>、第14条第2項及び第14条の2の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業及び指定訪問リハビリテーション事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第66条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第65条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション」と、「第45条第3項及び介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第23号。以下「指定介護予防サービス等基準規則」という。）第14条第1項」とあるのは「第66条」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」とあるのは「満たすこと」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第68条」と、第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第66条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第65条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション」と、「第45条の3」とあるのは「第67条」と、「第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第69条」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>7条」とあるのは「第69条」と読み替えるものとする。 (居宅サービスの提供等に必要な情報提供等)</p> <p>第28条 医師若しくは歯科医師又は薬剤師は、<u>条例第80条第1項第3号又は同条第2項第4号の規定</u>による情報提供又は助言をサービス担当者会議において行うことができない場合には、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、原則として、当該情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第29条 第5条、第6条、<u>第8条、第9条の2、第9条の3</u>、第14条第2項及び第14条の2の規定は、指定居宅療養管理指導の事業及び指定居宅療養管理指導事業者について準用する。この場合において、<u>第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第83条において準用する条例第31条第3項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第83条において準用する条例第38条の2」と、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第74条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導」と、「<u>ついては、指定介護予防サービス等基準条例第45条第3項及び</u>」とあるのは「<u>ついては、</u>」と、「第14条第1項」とあり、及び「<u>条例第45条第3項及び前項</u>」とあるのは「<u>第26条</u>」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」とあるのは「<u>満たすこと</u>」と、第14条の2中「<u>第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者</u>」とあるのは「<u>第74条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者</u>」と、「<u>第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護</u>」とあるのは「<u>第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導</u>」と、「<u>第45条の3</u>」とあるのは「<u>第75条</u>」と、「<u>第52条において準用する条例第7条</u>」とあるのは「<u>第78条</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第34条 第3条第6項、第4条から第6条まで、<u>第8条、第9条の2及び第9条の3</u>の規定は、指定通所介護の事業及び指定通所介護事業者について準用する。この場合において、第3条第6項中「<u>第2項に規定する第一号訪問事業</u>」とあるのは「<u>第30条第1項第3号に規定する第一号通所事業</u>」と、「<u>当該第一号訪問事業</u>」とあるのは「<u>当該第一号通所事業</u>」と、「<u>前各項</u>」とあ</p>	<p>(居宅サービスの提供等に必要な情報提供等)</p> <p>第28条 医師又は歯科医師は、<u>条例第80条第1項第3号の規定</u>による情報提供又は助言をサービス担当者会議において行うことができない場合には、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、原則として、当該情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第29条 第5条、第6条、<u>第8条</u>、第14条第2項及び第14条の2の規定は、指定居宅療養管理指導の事業及び指定居宅療養管理指導事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「<u>第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者</u>」とあるのは「<u>第74条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者</u>」と、「<u>第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護</u>」とあるのは「<u>第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導</u>」と、「<u>ついては、指定介護予防サービス等基準条例第45条第3項及び</u>」とあるのは「<u>ついては、</u>」と、「<u>第14条第1項</u>」とあり、及び「<u>条例第45条第3項及び前項</u>」とあるのは「<u>第26条</u>」と、「<u>満たすことに加え、介護職員を1人置くこと</u>」とあるのは「<u>満たすこと</u>」と、第14条の2中「<u>第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者</u>」とあるのは「<u>第74条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者</u>」と、「<u>第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護</u>」とあるのは「<u>第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導</u>」と、「<u>第45条の3</u>」とあるのは「<u>第75条</u>」と、「<u>第52条において準用する条例第7条</u>」とあるのは「<u>第78条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第34条 第3条第6項、第4条から第6条まで<u>及び第8条</u>の規定は、指定通所介護の事業及び指定通所介護事業者について準用する。この場合において、第3条第6項中「<u>第2項に規定する第一号訪問事業</u>」とあるのは「<u>第30条第1項第3号に規定する第一号通所事業</u>」と、「<u>当該第一号訪問事業</u>」とあるのは「<u>当該第一号通所事業</u>」と、「<u>前各項</u>」とあるのは「<u>条例第85条第3項</u>」とあるのは「<u>当該第一号通所事業</u>」と、「<u>前各項</u>」とあるのは「<u>条例第85条第3項</u>」</p>

改正案	現行
<p>るのは「条例第85条第3項及び第4項並びにこの規則第30条」と、第4条中「前条第2項に規定する第一号訪問事業」とあるのは「第30条第1項第3号に規定する第一号通所事業」と、「当該第一号訪問事業」とあるのは「当該第一号通所事業」と、「第7条」とあるのは「第86条及びこの規則第31条」と、第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第94条第2項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第96条において準用する条例第38条の2」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第44条 第5条、第6条、<u>第8条、第9条の2、第9条の3、第14条第2項、第14条の2及び第32条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業及び指定通所リハビリテーション事業者について準用する。この場合において、第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第123条第2項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第125条において準用する条例第38条の2」と、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第98条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第97条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション」と、「指定介護予防サービス等基準条例第45条第3項」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第98条第3項」と、「第14条第1項」とあるのは「第37条」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」とあるのは「満たすこと」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第117条第3項及びこの規則第41条」と、第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第98条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第97条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション」と、「第45条の3」とあるのは「第99条及び指定介護予防サービス等基準規則第38条」と、「第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第118条及びこの規則第42条」と、第32条第5項中「第96条」とあるのは「第125条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(従業者)</p> <p>第45条 略</p>	<p>及び第4項並びにこの規則第30条」と、第4条中「前条第2項に規定する第一号訪問事業」とあるのは「第30条第1項第3号に規定する第一号通所事業」と、「当該第一号訪問事業」とあるのは「当該第一号通所事業」と、「第7条」とあるのは「第86条及びこの規則第31条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第44条 第5条、第6条、<u>第8条、第14条第2項、第14条の2及び第32条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業及び指定通所リハビリテーション事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第98条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第97条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション」と、「指定介護予防サービス等基準条例第45条第3項」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第98条第3項」と、「第14条第1項」とあるのは「第37条」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」とあるのは「満たすこと」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第117条第3項及びこの規則第41条」と、第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第98条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第97条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション」と、「第45条の3」とあるのは「第99条及び指定介護予防サービス等基準規則第38条」と、「第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第118条及びこの規則第42条」と、第32条第5項中「第96条」とあるのは「第125条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(従業者)</p> <p>第45条 略</p>

改正案	現行
<p>2～5 略</p> <p>6 条例第127条第3項ただし書及び第4項ただし書の規則で定める施設は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所（以下この章において「特別養護老人ホーム等」という。）とする。</p> <p>7 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、<u>病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（第47条第6項において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。</u> （設備）</p> <p>第47条 条例第129条第1項ただし書の規則で定める指定短期入所生活介護事業所の建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての建物とする。</p> <p>(1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（次号において「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長）又は消防署長と相談の上、条例第143条において準用する条例第93条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>イ 条例第143条において準用する条例第93条第1項に規定する<u>避難訓練、救出訓練その他必要な訓練</u>については、<u>同項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 併設本体施設の条例第129条第3項各号（第1号を除く。）に掲げる設備を利用することができる場合であつて、当該併設事業所及び当該併設本体施設</p>	<p>2 略</p> <p>6 条例第127条第3項ただし書の規則で定める施設は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所（以下この章において「特別養護老人ホーム等」という。）とする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>（設備）</p> <p>第47条 条例第129条第1項ただし書の規則で定める指定短期入所生活介護事業所の建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての建物とする。</p> <p>(1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（次号において「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長）又は消防署長と相談の上、条例第143条において準用する条例第93条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>イ 条例第143条において準用する条例第93条に規定する<u>訓練</u>については、<u>同条</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この項において「併設本体施設」という。）</u>の条例第129条第3項各号（第1号を除く。）に掲げる</p>

改正案	現行
<p>の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設 本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設事業所 である指定短期入所生活介護事業所には、当該設備を設けないことができる。</p>	<p>設備を利用することができる場合であって、当該併設事業所及び当該併設本 体施設の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当 該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設 事業所である指定短期入所生活介護事業所には、当該設備を設けないことが できる。</p>
<p>7 略 (準用)</p>	<p>7 略 (準用)</p>
<p>第52条 第5条、第6条、<u>第8条、第9条の2、第9条の3</u>、第14条第2項及 び第14条の2の規定は、指定短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活 介護事業者について準用する。この場合において、<u>第9条の2中「第31条第 3項」とあるのは「第143条において準用する条例第94条第2項」と、同条及 び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、 <u>同条中「第38条の2」とあるのは「第143条において準用する条例第38条の2」</u> と、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事 業者」とあるのは「第108条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護 事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第 107条に規定する指定介護予防短期入所生活介護」と、「指定介護予防サー ビス等基準条例第45条第3項及び」とあるのは「指定介護予防サービス等基準 条例第108条第3項及び第4項並びに」と、「第14条第1項」とあるのは「第 41条」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」とあるのは「満 たすこと」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第127条第3項及び第 4項並びにこの規則第45条」と、第14条の2中「第45条第1項に規定する指 定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第108条第1項に規定する指定 介護予防短期入所生活介護事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪 問入浴介護」とあるのは「第107条に規定する指定介護予防短期入所生活介護」 と、「第45条の3」とあるのは「第110条及び指定介護予防サービス等基準規 則第43条」と、「第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第129条 及びこの規則第47条」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第52条 第5条、第6条、<u>第8条</u>、第14条第2項及び第14条の2の規定は、指 定短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護事業者について準用す る。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定介護 予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第108条第1項に規定する指定介護予 防短期入所生活介護事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴 介護」とあるのは「第107条に規定する指定介護予防短期入所生活介護」と、 「指定介護予防サービス等基準条例第45条第3項及び」とあるのは「指定介 護予防サービス等基準条例第108条第3項及び第4項並びに」と、「第14条第 1項」とあるのは「第41条」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置く こと」とあるのは「満たすこと」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは 「第127条第3項及び第4項並びにこの規則第45条」と、第14条の2中「第45 条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第108条 第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者」と、「第44条に規 定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第107条に規定する指定介護 予防短期入所生活介護」と、「第45条の3」とあるのは「第110条及び指定介 護予防サービス等基準規則第43条」と、「第52条において準用する条例第7 条」とあるのは「第129条及びこの規則第47条」と読み替えるものとする。</p>
<p>(設備等)</p>	<p>(設備等)</p>
<p>第53条 条例第146条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げ る設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。 (1) ユニット(条例第144条に規定するユニットをいう。以下この条及び第 55条において同じ。) 次に定める基準</p>	<p>第53条 条例第146条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げ る設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。 (1) ユニット(条例第144条に規定するユニットをいう。以下この条及び第 55条において同じ。) 次に定める基準</p>

改正案	現行
<p>ア 一のユニットの利用定員（ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護（条例第144条に規定するユニット型指定短期入所生活介護をいう。以下この節において同じ。）の提供を受けることができる利用者（ユニット型指定短期入所生活介護事業者（条例第147条第6項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第128条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下この条において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第126条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下この条において同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者）の数の上限をいう。以下この号において同じ。）は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこと。</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。 (削る)</p>	<p>ア 一のユニットの利用定員（ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護（条例第144条に規定するユニット型指定短期入所生活介護をいう。以下この節において同じ。）の提供を受けることができる利用者（ユニット型指定短期入所生活介護事業者（条例第147条第6項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第128条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下この条において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第126条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下この条において同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者）の数の上限をいう。以下この号において同じ。）は、<u>おおむね10人以下とすること。</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>2 ユニットに属さない居室を改修した場合であって利用者同士の視線の遮断が確保されているときは、当該居室を隔てる壁は、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えないものとすること。</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 廊下（中廊下を除く。）の幅は1.8メートル以上とし、中廊下の幅は2.7メートル以上とすること。ただし、その一部を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、廊下（中廊下を除く。）の幅は1.5メートル以上、中廊下の幅は1.8メートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p>	<p>3 前2項に定めるもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 廊下（中廊下を除く。）の幅は1.8メートル以上とし、中廊下の幅は2.7メートル以上とすること。ただし、その一部を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、廊下（中廊下を除く。）の幅は1.5メートル以上、中廊下の幅は1.8メートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>3～5 略 (準用)</p> <p>第66条 第5条、第6条、第8条、第9条の2、第9条の3、第14条第2項、第14条の2及び第48条の規定は、指定短期入所療養介護の事業及び指定短期入所療養介護事業者について準用する。この場合において、第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第171条において準用する条例第123条第2項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第171条において準用する条例第38条の2」と、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第140条に規定する指定介護予防短期入所療養介護」と、「ついては、指定介護予防サービス等基準条例第45条第3項及び」とあるのは「ついては、」と、「第14条第1項」とあるのは「第58条」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」とあるのは「満たすこと」と、「条例第45条第3項及び前項」とあるのは「第61条」と、第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第140条に規定する指定介護予防短期入所療養介護」と、「指定介護予防サービス等基準条例第45条の3」とあるのは「指定介護予防サービス等基準規則第59条」と、「条例第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第62条」と、第48条第5項中「第143条」と読み替えるものとする。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第72条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>	<p>4～6 略 (準用)</p> <p>第66条 第5条、第6条、第8条、第14条第2項、第14条の2及び第48条の規定は、指定短期入所療養介護の事業及び指定短期入所療養介護事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第140条に規定する指定介護予防短期入所療養介護」と、「ついては、指定介護予防サービス等基準条例第45条第3項及び」とあるのは「ついては、」と、「第14条第1項」とあるのは「第58条」と、「満たすことに加え、介護職員を1人置くこと」とあるのは「満たすこと」と、「条例第45条第3項及び前項」とあるのは「第61条」と、第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「第140条に規定する指定介護予防短期入所療養介護」と、「指定介護予防サービス等基準条例第45条の3」とあるのは「指定介護予防サービス等基準規則第59条」と、「条例第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第62条」と、第48条第5項中「第143条」とあるのは「第171条」と読み替えるものとする。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第72条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>

改正案	現行
<p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>(2) おむつ代</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担に相当と認められるもの</p> <p>4 条例第193条において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、前項各号に掲げる費用とする。</p> <p><u>(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)</u></p> <p><u>第72条の2 条例第184条第6項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。</u></p> <p>(特定施設サービス計画)</p> <p>第73条 条例第185条第2項の規定による課題の把握は、適切な方法により行うとともに、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにするよう行わなければならない。</p> <p>2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画について条例第185条第4項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。</p> <p>3 条例第185条第4項の同意は、文書により得なければならない。</p> <p>4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成したときは、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>5 前各項の規定は、特定施設サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(準用)</p> <p>第75条 第5条、第8条、第9条の2、第9条の3及び第14条の2の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護事業者について準用する。この場合において、第5条第1項、第4項及び第5項中「第8条」とあるのは「<u>第180条第1項</u>」と、第9条の2中「<u>第31条第3項</u>」とあるのは「<u>第193条において準用する条例第94条第2項</u>」と、同条及び第9条の3中「<u>訪問介護員等</u>」とあるのは「<u>特定施設従業者</u>」と、同条中「<u>第38条の2</u>」とあるのは「<u>第193条において準用する条例第38条の2</u>」と、第14条</p>	<p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>(2) おむつ代</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担に相当と認められるもの</p> <p>4 条例第193条において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、前項各号に掲げる費用とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(特定施設サービス計画)</p> <p>第73条 条例第185条第2項の規定による課題の把握は、適切な方法により行うとともに、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにするよう行わなければならない。</p> <p>2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画について条例第185条第4項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。</p> <p>3 条例第185条第4項の同意は、文書により得なければならない。</p> <p>4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成したときは、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>5 前各項の規定は、特定施設サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(準用)</p> <p>第75条 第5条、第8条及び第14条の2の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護事業者について準用する。この場合において、第5条第1項、第4項及び第5項中「第8条」とあるのは「<u>第180条第1項</u>」と、第14条の2中「<u>第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者</u>」とあるのは「<u>第157条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者</u>」と、「<u>指定介護予防サービス等基準条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護</u>」とあるのは「<u>同条第1項に規定する指</u></p>

改正案	現行
<p>の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第157条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定介護予防サービス等基準条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「同条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護」と、「第45条の3」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第159条及び指定介護予防サービス等基準規則第68条」と、「第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第179条及びこの規則第71条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第84条 第5条、第6条、<u>第8条、第9条の2、第9条の3</u>及び第14条の2の規定は、指定福祉用具貸与の事業及び指定福祉用具貸与事業者について準用する。この場合において、<u>第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第212条第6項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第215条において準用する条例第38条の2」と、第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第187条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第186条に規定する指定介護予防福祉用具貸与」と、「第45条の3」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第188条第1項及び指定介護予防サービス等基準規則第77条」と、「第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第206条第1項及びこの規則第81条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第89条 第5条、第6条、<u>第9条の2、第9条の3</u>、第14条の2及び第80条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業及び指定特定福祉用具販売事業者について準用する。この場合において、<u>第9条の2中「第31条第3項」とあるのは「第224条において準用する条例第31条第3項」と、同条及び第9条の3中「訪問介護員等」とあるのは「条例第224条において準用する条例第205条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、同条中「第38条の2」とあるのは「第224条において準用する条例第38条の2」と、第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第201条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第200条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売」と、「第45条の3」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第204条において準用する指定介護予防サービス等基準条例第188条第1項」と、「第52条」とあるのは「第224条」と、第80条第2項第3号中「指定特定福祉用具販売(条例第218条に規定する指定特定福祉用具販売をいう。以下同じ。)</u></p>	<p>定介護予防特定施設入居者生活介護」と、「第45条の3」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第159条及び指定介護予防サービス等基準規則第68条」と、「第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第179条及びこの規則第71条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第84条 第5条、第6条、<u>第8条</u>及び第14条の2の規定は、指定福祉用具貸与の事業及び指定福祉用具貸与事業者について準用する。この場合において、<u>第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第187条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第186条に規定する指定介護予防福祉用具貸与」と、「第45条の3」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第188条第1項及び指定介護予防サービス等基準規則第77条」と、「第52条において準用する条例第7条」とあるのは「第206条第1項及びこの規則第81条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第89条 第5条、第6条、第14条の2及び第80条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業及び指定特定福祉用具販売事業者について準用する。この場合において、<u>第14条の2中「第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第201条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者」と、「第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第200条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売」と、「第45条の3」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第204条において準用する指定介護予防サービス等基準条例第188条第1項」と、「第52条」とあるのは「第224条」と、第80条第2項第3号中「指定特定福祉用具販売(条例第218条に規定する指定特定福祉用具販売をいう。以下同じ。)</u></p>

改正案	現行
<p>に規定する指定特定介護予防福祉用具販売」と、「第45条の3」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第204条において準用する指定介護予防サービス等基準条例第188条第1項」と、「第52条」とあるのは「第224条」と、第80条第2項第3号中「指定特定福祉用具販売（条例第218条に規定する指定特定福祉用具販売をいう。以下同じ。） 第89条において準用する前項」とあるのは、「指定特定福祉用具貸与 前項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第89条において準用する前項」とあるのは、「指定特定福祉用具貸与 前項」と読み替えるものとする。</p>
<p>第14章 雑則 （電磁的記録等）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第90条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されており、又は想定されるもの（条例第11条第1項（条例第52条、第66条、第75条、第83条、第96条、第125条、第143条、第171条、第193条、第215条及び第224条において準用する場合を含む。）及び第183条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	
<p>2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。 （令和6年3月31日までに転換する療養病床等を有する病院等に関する経過措置）</p>	<p>（平成36年3月31日までに転換する療養病床等を有する病院等に関する経過措置）</p>
<p>13 第70条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介</p>	<p>13 第70条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介</p>

改正案	現行
<p>護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を行って指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>14 第76条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。</p>	<p>護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を行って指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>14 第76条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。</p>

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
<p>目次 第1章～第12章 略 第13章 特定介護予防福祉用具販売（第82条―第85条） <u>第14章 雑則（第86条）</u> 附則 （電磁的方法による重要事項の提供の手続等） 第14条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、条例第45条の4第2項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法における次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法によりこれらの者の承諾を得なければならない。 （1） 電磁的方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの （2） ファイルへの記録の方式 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の規定による承諾をした利用申込者又はその家族から重要事項の提供を電磁的方法により受けたい旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、その提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 <u>（サービス担当者会議におけるテレビ電話装置等の活用）</u> 第14条の4の2 <u>条例第45条の9に規定するサービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。</u> （条例第45条の12の規則で定める計画） 第14条の5 条例第45条の12の規則で定める計画は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の9第1号のハ及びニに規定する計画とする。 （サービス提供証明書の交付） 第15条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる</p>	<p>目次 第1章～第12章 略 第13章 特定介護予防福祉用具販売（第82条―第85条） <u>（新設）</u> 附則 （電磁的方法による重要事項の提供の手続等） 第14条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、条例第45条の4第2項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法における次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法によりこれらの者の承諾を得なければならない。 （1） 電磁的方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの （2） ファイルへの記録の方式 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の規定による承諾をした利用申込者又はその家族から重要事項の提供を電磁的方法により受けたい旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、その提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 <u>（新設）</u> （条例第45条の12の規則で定める計画） 第14条の5 条例第45条の12の規則で定める計画は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の9第1号のハ及びニに規定する計画とする。 （サービス提供証明書の交付） 第15条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる</p>

改正案	現行
<p>事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 <u>(感染症の予防等のための措置)</u> 第15条の3 条例第48条の3第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) <u>当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u> <u>(虐待の防止のための措置)</u></p>	<p>事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第15条の4 条例第48条の10の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) <u>当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。</u> (条例第52条第4号の規則で定める従業者)</p> <p>第16条 条例第52条第4号の規則で定める従業者は、看護職員1人及び介護職員1人とする。ただし、利用者の身体の状態が安定していることなどから、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、介護職員2人とするこ</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(条例第52条第4号の規則で定める従業者)</p> <p>第16条 条例第52条第4号の規則で定める従業者は、看護職員1人及び介護職員1人とする。ただし、利用者の身体の状態が安定していることなどから、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、介護職員2人とするこ</p>

改正案	現行
<p>とができる。</p> <p>2 前項の従業者のうち1人は、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の責任者としなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第22条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで及び第15条の2から第15条の4までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業及び指定介護予防訪問看護事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第56条第1項に規定する指定訪問看護事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護」とあるのは「第55条に規定する指定訪問看護」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第45条第3項」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第56条第3項」と、「第14条第1項」とあるのは「第19条」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第56条第3項及びこの規則第19条」と、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第56条第1項に規定する指定訪問看護事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第55条に規定する指定訪問看護の」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあり、及び「第45条の3」とあるのは「第58条第1項から第3項まで」と、<u>第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第61条において準用する条例第48条の3第3項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「条例第56条第1項に規定する従業者」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第61条において準用する条例第48条の10の2」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(利用料等の受領)</p>	<p>とができる。</p> <p>2 前項の従業者のうち1人は、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の責任者としなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第22条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで及び第15条の2の規定は、指定介護予防訪問看護の事業及び指定介護予防訪問看護事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第56条第1項に規定する指定訪問看護事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護」とあるのは「第55条に規定する指定訪問看護」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第45条第3項」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第56条第3項」と、「第14条第1項」とあるのは「第19条」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第56条第3項及びこの規則第19条」と、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第56条第1項に規定する指定訪問看護事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第55条に規定する指定訪問看護の」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあり、及び「第45条の3」とあるのは「第58条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。</p>
<p>第23条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(条例第66条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)は、条例第70条において準用する条例第45条の16第2項の利用料の額と、指定介護予防訪問リハビリテーション(条例第65条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)に係る介護予防サービス費用基準額及び健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項</p>	<p>第23条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(条例第66条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)は、条例第70条において準用する条例第45条の16第2項の利用料の額と、指定介護予防訪問リハビリテーション(条例第65条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)に係る介護予防サービス費用基準額及び健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項</p>

改正案	現行
<p>に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>	<p>に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>
<p>2 条例第70条において準用する条例第45条の16第3項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合の交通費とする。 <u>(リハビリテーション会議におけるテレビ電話装置等の活用)</u></p>	<p>2 条例第70条において準用する条例第45条の16第3項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合の交通費とする。 <u>(新設)</u></p>
<p><u>第23条の2 条例第72条第1号に規定するリハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。</u></p>	
<p>(介護予防訪問リハビリテーション計画)</p>	<p>(介護予防訪問リハビリテーション計画)</p>
<p>第24条 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画について条例第72条第4号の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。</p>	<p>第24条 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画について条例第72条第4号の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。</p>
<p>2 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成したときは、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。</p>	<p>2 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成したときは、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。</p>
<p>3 前2項の規定は、介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。 (準用)</p>	<p>3 前2項の規定は、介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。 (準用)</p>
<p>第25条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで、<u>第15条の2から第15条の4まで</u>及び第21条第1項の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第68条に規定する指定訪問リハビリテーション事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護」とあるのは「第67条に規定する指定訪問リハビリテーション」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「第45条第3項及び介護保険法に基づく指定居宅サービス</p>	<p>第25条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで、<u>第15条の2及び第21条第1項</u>の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第68条に規定する指定訪問リハビリテーション事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護」とあるのは「第67条に規定する指定訪問リハビリテーション」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「第45条第3項及び介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備</p>

改正案	現行
<p>等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第22号。以下「指定居宅サービス等基準規則」という。）第14条第1項とあるのは「第68条」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第66条」と、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第68条に規定する指定訪問リハビリテーション事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第67条に規定する指定訪問リハビリテーションの」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第69条」と、「第45条の3」とあるのは「<u>第67条</u>」と、第15条の3中「<u>第48条の3第3項</u>」とあるのは「<u>第70条において準用する条例第48条の3第3項</u>」と、同条及び第15条の4中「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあるのは「<u>条例第66条第1項に規定する従業者</u>」と、同条中「<u>第48条の10の2</u>」とあるのは「<u>第70条において準用する条例第48条の10の2</u>」と、第21条第1項中「<u>第63条第2号</u>」とあるのは「<u>第72条第2号</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（介護予防サービスの提供等に必要な情報提供等）</p> <p>第28条 医師若しくは歯科医師又は薬剤師は、<u>条例第80条第1項第3号又は同条第2項第4号の規定</u>による情報提供又は助言をサービス担当者会議において行うことができない場合には、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、原則として、当該情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第29条 <u>第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで及び第15条の2から第15条の4までの規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業及び指定介護予防居宅療養管理指導事業者について準用する。</u>この場合において、第14条第2項中「<u>第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者</u>」とあるのは「<u>第77条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者</u>」と、「（<u>条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。</u>以下この章において同じ。）の指定」とあるのは「<u>の指定</u>」と、「<u>第44条に規定する指定訪問入浴介護</u>」とあるのは「<u>第76条に規定する指定居宅療養管理指導</u>」と、「（<u>条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。</u>以下この節において同じ。）の事業」とあるのは「<u>の事業</u>」と、「<u>ついては、指定居宅サービス等基準条例第45条第3項及び</u>」とあるのは「<u>ついては、</u>」と、「<u>第14条第1項</u>」とあり、及び「<u>第45条第3項及び前項</u>」とあるのは「<u>第26条</u>」と、</p>	<p>及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第22号。以下「指定居宅サービス等基準規則」という。）第14条第1項とあるのは「<u>第68条</u>」と、「<u>第45条第3項及び前項</u>」とあるのは「<u>第66条</u>」と、第14条の2中「<u>指定訪問入浴介護事業者</u>」とあるのは「<u>指定居宅サービス等基準条例第68条に規定する指定訪問リハビリテーション事業者</u>」と、「<u>指定訪問入浴介護の</u>」とあるのは「<u>指定居宅サービス等基準条例第67条に規定する指定訪問リハビリテーションの</u>」と、「<u>第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条</u>」とあるのは「<u>第69条</u>」と、「<u>第45条の3</u>」とあるのは「<u>第67条</u>」と、第21条第1項中「<u>第63条第2号</u>」とあるのは「<u>第72条第2号</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（介護予防サービスの提供等に必要な情報提供等）</p> <p>第28条 医師又は歯科医師は、<u>条例第80条第1項第3号の規定</u>による情報提供又は助言をサービス担当者会議において行うことができない場合には、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、原則として、当該情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第29条 <u>第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで、第15条の2の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業及び指定介護予防居宅療養管理指導事業者について準用する。</u>この場合において、第14条第2項中「<u>第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者</u>」とあるのは「<u>第77条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者</u>」と、「（<u>条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。</u>以下この章において同じ。）の指定」とあるのは「<u>の指定</u>」と、「<u>第44条に規定する指定訪問入浴介護</u>」とあるのは「<u>第76条に規定する指定居宅療養管理指導</u>」と、「（<u>条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。</u>以下この節において同じ。）の事業」とあるのは「<u>の事業</u>」と、「<u>ついては、指定居宅サービス等基準条例第45条第3項及び</u>」とあるのは「<u>ついては、</u>」と、「<u>第14条第1項</u>」とあり、及び「<u>第45条第3項及び前項</u>」とあるのは「<u>第26条</u>」と、第14条の2中「<u>指</u></p>

改正案	現行
<p>第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第77条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第76条に規定する指定居宅療養管理指導の」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第78条」と、「第45条の3」とあるのは「<u>第75条</u>」と、第15条の3中「<u>第48条の3第3項</u>」とあるのは「<u>第78条において準用する条例第48条の3第3項</u>」と、同条及び第15条の4中「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護予防居宅療養管理指導従業者</u>」と、同条中「<u>第48条の10の2</u>」とあるのは「<u>第78条において準用する条例第48条の10の2</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第40条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで、<u>第15条の2から第15条の4まで</u>及び第21条第1項の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業及び指定介護予防通所リハビリテーション事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護の」とあるのは「第116条に規定する指定通所リハビリテーションの」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第45条第3項」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第117条第3項」と、「第14条第1項」とあるのは「第41条」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第98条第3項及びこの規則第37条」と、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第116条に規定する指定通所リハビリテーションの」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第118条及び指定居宅サービス等基準規則第42条」と、「第45条の3」とあるのは「第99条及びこの規則第38条」と、第15条の3中「<u>第48条の3第3項</u>」とあるのは「<u>第101条第2項</u>」と、同条及び第15条の4中「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあるのは「<u>条例第98条第1項に規定する従業者</u>」と、</p>	<p>定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第77条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第76条に規定する指定居宅療養管理指導の」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第78条」と、「第45条の3」とあるのは「<u>第75条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第40条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで、<u>第15条の2</u>及び第21条第1項の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業及び指定介護予防通所リハビリテーション事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護の」とあるのは「第116条に規定する指定通所リハビリテーションの」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第45条第3項」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第117条第3項」と、「第14条第1項」とあるのは「第41条」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第98条第3項及びこの規則第37条」と、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第116条に規定する指定通所リハビリテーションの」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第118条及び指定居宅サービス等基準規則第42条」と、「第45条の3」とあるのは「第99条及びこの規則第38条」と、第21条第1項中「<u>第63条第2号</u>」とあるのは「<u>第105条第2号</u>」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>同条中「第48条の10の2」とあるのは「第103条において準用する条例第48条の10の2」と、第21条第1項中「第63条第2号」とあるのは「第105条第2号」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者)</p> <p>第41条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 条例第108条第3項ただし書及び同条第4項ただし書の規則で定める施設は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護予防サービスに該当する特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所（以下この章において「特別養護老人ホーム等」という。）とする。</p> <p>7 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配</p>	<p>(従業者)</p> <p>第41条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 条例第108条第3項ただし書の規則で定める施設は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護予防サービスに該当する特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所（以下この章において「特別養護老人ホーム等」という。）とする。</p> <p>(新規)</p>
<p>置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。</p> <p>(設備)</p> <p>第43条 条例第110条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての建物であることとする。</p> <p>(1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下この条において「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長）又は消防署長と相談の上、条例第117条において準用する条例第99条の6第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>イ 条例第117条において準用する条例第99条の6第1項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住</p>	<p>(設備)</p> <p>第43条 条例第110条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての建物であることとする。</p> <p>(1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下この条において「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長）又は消防署長と相談の上、条例第117条において準用する条例第87条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>イ 条例第117条において準用する条例第87条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住</p>

改正案	現行
<p>民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2～7 略 (準用)</p> <p>第48条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで、<u>第15条の2から第15条の4まで</u>及び第21条第1項の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第127条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護」とあるのは「第126条に規定する指定短期入所生活介護」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第45条第3項及び」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第127条第3項及び第4項並びに」と、「第14条第1項」とあるのは「第45条」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第108条第3項及び第4項並びにこの規則第41条」と、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第127条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第126条に規定する指定短期入所生活介護の」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第129条及び指定居宅サービス等基準規則第47条」と、「第45条の3」とあるのは「第110条及びこの規則第43条」と、第15条の3中「<u>第48条の3第3項</u>とあるのは「<u>第114条の2第2項</u>」と、同条及び第15条の4中「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあるのは「<u>第108条第1項に規定する従業者</u>」と、同条中「<u>第48条の10の2</u>」とあるのは「<u>第117条において準用する条例第48条の10の2</u>」と、第21条第1項中「第63条第2号」とあるのは「第119条第2号」と読み替えるものとする。</p> <p>(設備等)</p> <p>第49条 条例第128条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) ユニット(条例第126条に規定するユニットをいう。以下この条及び第51条において同じ。) 次に定める基準</p>	<p>民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2～7 略 (準用)</p> <p>第48条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで、<u>第15条の2</u>及び第21条第1項の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第127条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護」とあるのは「第126条に規定する指定短期入所生活介護」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第45条第3項及び」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第127条第3項及び第4項並びに」と、「第14条第1項」とあるのは「第45条」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第108条第3項及び第4項並びにこの規則第41条」と、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第127条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第126条に規定する指定短期入所生活介護の」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第129条及び指定居宅サービス等基準規則第47条」と、「第45条の3」とあるのは「第110条及びこの規則第43条」と、第21条第1項中「第63条第2号」とあるのは「第119条第2号」と読み替えるものとする。</p> <p>(設備等)</p> <p>第49条 条例第128条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) ユニット(条例第126条に規定するユニットをいう。以下この条及び第51条において同じ。) 次に定める基準</p>

改正案	現行
<p>ア 一のユニットの利用定員（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護（条例第126条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けることができる利用者（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（条例第128条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第147条第6項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第144条に規定するユニット型指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護及びユニット型指定短期入所生活介護の利用者）の数の上限をいう。以下この号において同じ。）は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこと。</u></p> <p>イ 略 (削る)</p>	<p>ア 一のユニットの利用定員（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護（条例第126条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けることができる利用者（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（条例第128条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第147条第6項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第144条に規定するユニット型指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護及びユニット型指定短期入所生活介護の利用者）の数の上限をいう。以下この号において同じ。）は、<u>おおむね10人以下とすること。</u></p> <p>イ 略</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3～5 略 (準用)</p> <p>第63条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで、<u>第15条の2から第15条の4まで</u>、第21条第1項及び第44条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業及び指定介護予防短期入所療養介護事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第160条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護」とあるのは「第159条に規定する指定短期入所療養介護」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の</p>	<p>2 ユニットに属さない居室を改修した場合であって利用者同士の視線の遮断が確保されているときは、当該居室を隔てる壁は、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えないものとする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>4～6 略 (準用)</p> <p>第63条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで、<u>第15条の2、第21条第1項及び第44条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業及び指定介護予防短期入所療養介護事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第160条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護」とあるのは「第159条に規定する指定短期入所療養介護」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下こ</u></p>

改正案	現行
<p>事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「<u>ついては、指定居宅サービス等基準条例第45条第3項及び</u>」とあるのは「<u>ついては、</u>」と、「<u>第14条第1項</u>」とあるのは「<u>第61条</u>」と、「<u>条例第45条第3項及び前項</u>」とあるのは「<u>第58条</u>」と、第14条の2中「<u>指定訪問入浴介護事業者</u>」とあるのは「<u>指定居宅サービス等基準条例第160条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者</u>」と、「<u>指定訪問入浴介護の</u>」とあるのは「<u>指定居宅サービス等基準条例第159条に規定する指定短期入所療養介護の</u>」と、「<u>指定居宅サービス等基準条例第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条</u>」とあるのは「<u>指定居宅サービス等基準規則第62条</u>」と、「<u>第45条の3</u>」とあるのは「<u>第59条</u>」と、<u>第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第145条において準用する条例第101条第2項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「条例第141条第1項に規定する従業者」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第145条において準用する条例第48条の10の2」と、第21条第1項中「第63条第2号」とあるのは「第147条第2号」と、第44条第1項中「第111条の2第2項」とあるのは「第145条において準用する第111条の2第2項」と、同条第2項中「第111条の2第3項」とあるのは「第145条において準用する第111条の2第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第69条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、条例第169条において準用する条例第45条の16第2項の利用料の額と、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>2 条例第169条において準用する条例第45条の16第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>(2) おむつ代</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの <u>(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)</u></p>	<p>の節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「<u>ついては、指定居宅サービス等基準条例第45条第3項及び</u>」とあるのは「<u>ついては、</u>」と、「<u>第14条第1項</u>」とあるのは「<u>第61条</u>」と、「<u>条例第45条第3項及び前項</u>」とあるのは「<u>第58条</u>」と、第14条の2中「<u>指定訪問入浴介護事業者</u>」とあるのは「<u>指定居宅サービス等基準条例第160条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者</u>」と、「<u>指定訪問入浴介護の</u>」とあるのは「<u>指定居宅サービス等基準条例第159条に規定する指定短期入所療養介護の</u>」と、「<u>指定居宅サービス等基準条例第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条</u>」とあるのは「<u>指定居宅サービス等基準規則第62条</u>」と、「<u>第45条の3</u>」とあるのは「<u>第59条</u>」と、第21条第1項中「<u>第63条第2号</u>」とあるのは「<u>第147条第2号</u>」と、第44条第1項中「<u>第111条の2第2項</u>」とあるのは「<u>第145条において準用する第111条の2第2項</u>」と、同条第2項中「<u>第111条の2第3項</u>」とあるのは「<u>第145条において準用する第111条の2第3項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第69条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、条例第169条において準用する条例第45条の16第2項の利用料の額と、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>2 条例第169条において準用する条例第45条の16第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>(2) おむつ代</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの <u>(新設)</u></p>

改正案	現 行
<p>第69条の2 <u>条例第163条第3項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。</u></p>	
<p>(介護予防特定施設サービス計画)</p>	<p>(介護予防特定施設サービス計画)</p>
<p>第70条 条例第171条第2号の規則で定める事項は、次に定める事項とする。</p>	<p>第70条 条例第171条第2号の規則で定める事項は、次に定める事項とする。</p>
<p>(1) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期 (2) 前号の目標を達成するための具体的なサービスの内容 (3) サービスを提供する上での留意点 (4) サービスの提供を行う期間 (5) その他必要と認められる事項</p>	<p>(1) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期 (2) 前号の目標を達成するための具体的なサービスの内容 (3) サービスを提供する上での留意点 (4) サービスの提供を行う期間 (5) その他必要と認められる事項</p>
<p>2 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画について条例第171条第3号の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。</p>	<p>2 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画について条例第171条第3号の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。</p>
<p>3 条例第171条第3号の同意は、文書により得なければならない。</p>	<p>3 条例第171条第3号の同意は、文書により得なければならない。</p>
<p>4 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成したときは、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。</p>	<p>4 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成したときは、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。</p>
<p>5 前各項の規定は、介護予防特定施設サービス計画の変更について準用する。 (準用)</p>	<p>5 前各項の規定は、介護予防特定施設サービス計画の変更について準用する。 (準用)</p>
<p>第71条 <u>第14条の2及び第15条の2から第15条の4までの規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者について準用する。この場合において、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第177条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「同条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護の」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第179条及び指定居宅サービス等基準規則第71条」と、「第45条の3」とあるのは「第159条及びこの規則第68条」と、第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第169条において準用する条例第114条の2第2項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第169条において準用する条例第48条の10の2」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第71条 第14条の2及び<u>第15条の2</u>の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者について準用する。この場合において、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第177条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「同条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護の」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第179条及び指定居宅サービス等基準規則第71条」と、「第45条の3」とあるのは「第159条及びこの規則第68条」と読み替えるものとする。</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第80条 第14条の2から第14条の5まで、<u>第15条の2から第15条の4まで</u>及び第21条第1項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業及び指定介護予防</p>	<p>第80条 第14条の2から第14条の5まで、<u>第15条の2</u>及び第21条第1項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業及び指定介護予防福祉用具貸与事業者</p>

改正案	現行
<p>福祉用具貸与事業者について準用する。この場合において、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第205条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第204条に規定する指定福祉用具貸与の」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第206条第1項及び指定居宅サービス等基準規則第81条」と、「第45条の3」とあるのは「条例第188条第1項及びこの規則第77条」と、第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第191条第6項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第194条において準用する条例第48条の10の2」と、第21条第1項中「第63条第2号」とあるのは「第197条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第85条 第14条の2から第14条の5まで、第15条の3、第15条の4、第21条第1項及び第76条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業及び指定特定介護予防福祉用具販売事業者について準用する。この場合において、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第219条に規定する指定特定福祉用具販売事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第218条に規定する指定特定福祉用具販売の」と、「第52条」とあるのは「第224条」と、「第45条の3」とあるのは「条例第204条において準用する条例第188条第1項」と、第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第204条において準用する条例第48条の3第3項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護」とあるのは「条例第204条において準用する条例第187条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第204条において準用する条例第48条の10の2」と、第21条第1項中「第63条第2号」とあるのは「第207条第1項」と、第76条第2項第3号中「指定特定介護予防福祉用具販売（条例第200条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。） 第85条において準用する前項」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与 前項」と読み替えるものとする。</p> <p>第14章 雑則 (電磁的記録等)</p> <p>第86条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当た</p>	<p>について準用する。この場合において、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第205条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第204条に規定する指定福祉用具貸与の」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第206条第1項及び指定居宅サービス等基準規則第81条」と、「第45条の3」とあるのは「条例第188条第1項及びこの規則第77条」と、第21条第1項中「第63条第2号」とあるのは「第197条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第85条 第14条の2から第14条の5まで、第21条第1項及び第76条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業及び指定特定介護予防福祉用具販売事業者について準用する。この場合において、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第219条に規定する指定特定福祉用具販売事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第218条に規定する指定特定福祉用具販売の」と、「第52条」とあるのは「第224条」と、「第45条の3」とあるのは「条例第204条において準用する条例第188条第1項」と、第21条第1項中「第63条第2号」とあるのは「第207条第1項」と、第76条第2項第3号中「指定特定介護予防福祉用具販売（条例第200条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。） 第85条において準用する前項」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与 前項」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>る者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されており、又は想定されるもの（条例第45条の7第1項（条例第61条、第70条、第78条、第103条、第117条、第145条、第169条、第194条及び第204条において準用する場合を含む。）及び第162条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> <p>（令和6年3月31日までに転換する療養病床等を有する病院等に関する経過措置）</p> <p>12 第67条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>（平成36年3月31日までに転換する療養病床等を有する病院等に関する経過措置）</p> <p>12 第67条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

改正案	現行
13 第72条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。	13 第72条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則新旧対照表
(第3条関係)

改正案	現 行
<p>(従業者)</p> <p>第2条 条例第4条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 介護職員又は看護職員（条例第4条第1項第4号に規定する看護職員をいう。以下この条及び第14条において同じ。） 次に定める基準</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(4) 栄養士又は管理栄養士 1以上</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5～9 略</p> <p>10 指定介護老人福祉施設がサテライト型居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下この条及び第9条において同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。）である場合であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かないときは、第1項第1号及び第6号に定める医師及び介護支援専門員の数は、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p>	<p>(従業者)</p> <p>第2条 条例第4条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 介護職員又は看護職員（条例第4条第1項第4号に規定する看護職員をいう。以下この条及び第12条において同じ。） 次に定める基準</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(4) 栄養士 1以上</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>当該指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）にユニット型指定介護老人福祉施設又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第10項において「指定地域密着型サービス基準」という。）第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合の介護職員及び看護職員（第12条各号の規定により配置される看護職員に限る。）を除き</u>、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5～9 略</p> <p>10 指定介護老人福祉施設がサテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下この条及び第8条において同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。）である場合であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かないときは、第1項第1号及び第6号に定める医師及び介護支援専門員の数は、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p>

改正案	現行
<p><u>(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)</u></p> <p><u>第7条 条例第14条第6項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。</u></p> <p>(施設サービス計画)</p> <p><u>第8条 計画担当介護支援専門員（条例第15条第2項に規定する計画担当介護支援専門員をいう。この条において同じ。）は、条例第15条第3項の規定による解決すべき課題の把握に当たっては、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにしなければならない。</u></p> <p>2 前項の解決すべき課題の把握は、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、その理解を得なければならない。</p> <p>3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画には、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載しなければならない。</p> <p><u>4 条例第15条第5項に規定するサービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。</u></p> <p>5 条例第15条第6項の規定による入所者の同意は、当該入所者又はその家族に対してあらかじめ施設サービス計画の内容の説明を行った上で、文書により得なければならない。</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。</p> <p>7 計画担当介護支援専門員は、条例第15条第7項の規定による実施状況の把握に当たっては、入所者及びその家族並びに当該入所者に指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うものとし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p>	<p>(新設)</p> <p>(施設サービス計画)</p> <p><u>第7条 計画担当介護支援専門員（条例第15条第2項に規定する計画担当介護支援専門員をいう。この条において同じ。）は、条例第15条第3項の規定による解決すべき課題の把握に当たっては、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにしなければならない。</u></p> <p>2 前項の解決すべき課題の把握は、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、その理解を得なければならない。</p> <p>3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画には、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>4 条例第15条第6項の規定による入所者の同意は、当該入所者又はその家族に対してあらかじめ施設サービス計画の内容の説明を行った上で、文書により得なければならない。</p> <p>5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、条例第15条第7項の規定による実施状況の把握に当たっては、入所者及びその家族並びに当該入所者に指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うものとし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p>

改正案	現行
<p>(1) 定期的に入所者に面接すること。</p> <p>(2) 定期的に当該実施状況の把握の結果を記録すること。</p> <p>8 第1項から第6項までの規定は、施設サービス計画の変更について準用する。</p> <p>第9条 略</p> <p>(感染症及び食中毒の予防等の措置)</p> <p>第10条 条例第31条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)</u> をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、省令第27条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める<u>感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</u></p> <p>(事故発生等の防止のための措置)</p> <p>第11条 条例第39条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、及びその分析を通じた改善策について職員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生防止のための委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)</u> 及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。</p> <p>(虐待の防止のための措置)</p> <p>第12条 条例第39条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p>	<p>(1) 定期的に入所者に面接すること。</p> <p>(2) 定期的に当該実施状況の把握の結果を記録すること。</p> <p>7 第1項から第5項までの規定は、施設サービス計画の変更について準用する。</p> <p>第8条 略</p> <p>(感染症及び食中毒の予防等の措置)</p> <p>第9条 条例第31条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修</u>を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、省令第27条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める<u>感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</u></p> <p>(事故発生等の防止のための措置)</p> <p>第10条 条例第39条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、及びその分析を通じた改善策について職員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p>(1) <u>当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。</u></p> <p>(ユニット型指定介護老人福祉施設の設備)</p> <p>第13条 条例第44条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) ユニット（条例第2条第2項に規定するユニットをいう。以下この条及び次条において同じ。） 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準</p> <p>ア 居室 次に定める基準</p> <p>(ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(イ) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室（条例第2条第2項に規定する共同生活室をいう。以下この項において同じ。）に近接して一体的に設けること。</p> <p>(ウ) 一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこと。</u></p> <p>(エ) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(オ) <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p>イ 共同生活室 次に定める基準</p> <p>(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニ</p>	<p>(ユニット型指定介護老人福祉施設の設備)</p> <p>第11条 条例第44条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) ユニット（条例第2条第2項に規定するユニットをいう。以下この条及び次条において同じ。） 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準</p> <p>ア 居室 次に定める基準</p> <p>(ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(イ) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室（条例第2条第2項に規定する共同生活室をいう。以下この項において同じ。）に近接して一体的に設けること。</p> <p>(ウ) 一のユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下とすること。</u></p> <p>(エ) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</p> <p><u>(オ) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。</u></p> <p>(カ) <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p> <p>イ 共同生活室 次に定める基準</p> <p>(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニ</p>

改正案	現行
<p>ットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ウ 洗面設備 次に定める基準</p> <p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>エ 便所 次に定める基準</p> <p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>(2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>(3) 医務室 次に定める基準</p> <p>ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。</p> <p>イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</p> <p>(4) 廊下 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下においては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上として差し支えない。</p> <p><u>(ユニット型介護老人福祉施設で開催する身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)</u></p>	<p>ットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ウ 洗面設備 次に定める基準</p> <p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>エ 便所 次に定める基準</p> <p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>(2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>(3) 医務室 次に定める基準</p> <p>ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。</p> <p>イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</p> <p>(4) 廊下 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下においては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上として差し支えない。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第14条 条例第45条第8項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとすること。</p>	
<p>(条例第50条第2項の規則で定める職員配置)</p>	<p>(条例第50条第2項の規則で定める職員配置)</p>
<p>第15条 条例第50条第2項の規則で定める職員配置は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p>	<p>第12条 条例第50条第2項の規則で定める職員配置は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p>

改正案	現行
<p>(電磁的記録等)</p> <p>第16条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されており、又は想定されるもの（条例第9条第1項及び第12条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2～4 略</p> <p>5 一般病床（医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第1号に規定する精神病床をいい、健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定するものに限る。以下同じ。）又は療養病床（同法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準については、第3条第7号のアの規定にかかわらず、次に掲げる基準とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場</p>	<p>(新設)</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2～4 略</p> <p>5 一般病床（医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第1号に規定する精神病床をいい、健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定するものに限る。以下同じ。）又は療養病床（同法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準については、第3条第7号のアの規定にかかわらず、次に掲げる基準とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場</p>

改正案	現行
<p>合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準については、第3条第7号のアの規定にかかわらず、同アに定める基準又は前項各号に定める基準のいずれかに適合することとする。</p> <p>7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における指定介護老人福祉施設の廊下の基準については、第3条第8号及び第13条第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、その幅を1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とすること。</p> <p>8・9 略</p> <p>10 平成15年4月1日前から引き続き存する指定介護老人福祉施設について第13条第1号の規定を適用する場合には、同号のイの(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。</p> <p>11 略</p>	<p>合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準については、第3条第7号のアの規定にかかわらず、同アに定める基準又は前項各号に定める基準のいずれかに適合することとする。</p> <p>7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における指定介護老人福祉施設の廊下の基準については、第3条第8号及び第11条第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、その幅を1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とすること。</p> <p>8・9 略</p> <p>10 平成15年4月1日前から引き続き存する指定介護老人福祉施設について第11条第1号の規定を適用する場合には、同号のイの(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。</p> <p>11 略</p>

介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則新旧対照表（第4条関係）

改正案	現行
<p>(従業者)</p> <p>第2条 条例第4条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第17条において同じ。）又は介護職員（以下この号において「看護・介護職員」という。）常勤換算方法で、1（入所者の数が3を超える場合にあっては、1に、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上とし、看護職員の員数は、看護・介護職員の総数の7分の2程度を、介護職員の員数は、看護・介護職員の総数の7分の5程度をそれぞれ標準とすること。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 栄養士又は管理栄養士 入所定員100以上の介護老人保健施設にあっては、1以上</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>5 略</p> <p>6 第1項第1号及び第4号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）は、本体施設が次の各号に掲げる施設である場合において、当該本体施設の当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員を置かないこ</p>	<p>(従業者)</p> <p>第2条 条例第4条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第14条において同じ。）又は介護職員（以下この号において「看護・介護職員」という。）常勤換算方法で、1（入所者の数が3を超える場合にあっては、1に、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上とし、看護職員の員数は、看護・介護職員の総数の7分の2程度を、介護職員の員数は、看護・介護職員の総数の7分の5程度をそれぞれ標準とすること。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 栄養士 入所定員100以上の介護老人保健施設にあっては、1以上</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き</u>、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>5 略</p> <p>6 第1項第1号及び第4号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）は、本体施設が次の各号に掲げる施設である場合において、当該本体施設の当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士</u>又は介護支援専門員を置かないことができる。</p>

改正案	現行
<p>とができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員</u></p> <p>(2) 介護医療院 医師、<u>栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員</u></p> <p>(3) 病院 医師、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>(病床数が100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下「省令」という。)第2条第6項第2号に規定する指定介護療養型医療施設である病院の場合に限る。)</p> <p>(4) 診療所 医師</p> <p>7 第1項第1号及び第4号から第7号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。)の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員</u>の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は<u>栄養士若しくは管理栄養士</u> 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</p> <p>(2) 支援相談員又は介護支援専門員 当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当数 (構造設備)</p> <p>第4条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長)又は消防署長と相談の上、<u>条例第31条第1項</u>に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するため</p>	<p>(1) 介護老人保健施設 医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士</u>又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護医療院 医師、<u>栄養士</u>又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 医師、<u>栄養士</u>(病床数が100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下「省令」という。)第2条第6項第2号に規定する指定介護療養型医療施設である病院の場合に限る。)</p> <p>(4) 診療所 医師</p> <p>7 第1項第1号及び第4号から第7号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。)の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、<u>栄養士</u>又は介護支援専門員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は<u>栄養士</u> 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は<u>栄養士</u>により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</p> <p>(2) 支援相談員又は介護支援専門員 当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当数 (構造設備)</p> <p>第4条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長)又は消防署長と相談の上、<u>条例第31条</u>に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要</p>

改正案	現行
<p>に必要な事項を定めること。</p> <p>イ 条例第31条第1項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)</u></p> <p><u>第8条 条例第15条第6項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。</u></p> <p>(施設サービス計画)</p> <p><u>第9条 計画担当介護支援専門員（条例第16条第2項に規定する計画担当介護支援専門員をいう。以下この条において同じ。）は、条例第16条第3項の規定による解決すべき課題の把握に当たっては、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにしなければならない。</u></p> <p>2 前項の解決すべき課題の把握は、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、その理解を得なければならない。</p> <p>3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画には、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載しなければならない。</p> <p><u>4 条例第16条第5項に規定するサービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。</u></p> <p>5 条例第16条第6項の規定による入所者の同意は、当該入所者又はその家族に対しあらかじめその内容の説明を行った上で、文書により得なければならない。</p>	<p>な事項を定めること。</p> <p>イ 条例第31条に規定する訓練については、<u>同条</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(施設サービス計画)</p> <p><u>第8条 計画担当介護支援専門員（条例第16条第2項に規定する計画担当介護支援専門員をいう。以下この条において同じ。）は、条例第16条第3項の規定による解決すべき課題の把握に当たっては、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにしなければならない。</u></p> <p>2 前項の解決すべき課題の把握は、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、その理解を得なければならない。</p> <p>3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画には、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>4 条例第16条第6項の規定による入所者の同意は、当該入所者又はその家族に対しあらかじめその内容の説明を行った上で、文書により得なければならない。</u></p>

改正案	現行
<p>6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。</p>	<p>5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。</p>
<p>7 計画担当介護支援専門員は、条例第16条第7項の規定による実施状況の把握に当たっては、入所者及びその家族並びに当該入所者への介護保健施設サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うものとし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に入所者に面接すること。</p> <p>(2) 定期的^にに当該実施状況の把握の結果を記録すること。</p>	<p>6 計画担当介護支援専門員は、条例第16条第7項の規定による実施状況の把握に当たっては、入所者及びその家族並びに当該入所者への介護保健施設サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うものとし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に入所者に面接すること。</p> <p>(2) 定期的^にに当該実施状況の把握の結果を記録すること。</p>
<p>8 第1項から第6項までの規定は、施設サービス計画の変更について準用する。</p>	<p>7 第1項から第5項までの規定は、施設サービス計画の変更について準用する。</p>
<p>第10条・第11条 略</p> <p>(感染症及び食中毒の予防等のための措置)</p>	<p>第9条・第10条 略</p> <p>(感染症及び食中毒の予防等のための措置)</p>
<p>第12条 条例第32条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的^にに実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、省令第29条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p>	<p>第11条 条例第32条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的^にに実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、省令第29条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p>
<p>(事故発生等の防止のための措置)</p> <p>第13条 条例第39条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p>	<p>(事故発生等の防止のための措置)</p> <p>第12条 条例第39条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p>
<p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その旨の報告がされ、及びその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して開催す</p>	<p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その旨の報告がされ、及びその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的^にに行</p>

改正案	現行
<p>ることができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。</p> <p>(虐待の防止のための措置)</p> <p>第14条 条例第39条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。</p> <p>(ユニット型介護老人保健施設の施設)</p>	<p>うこと。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(ユニット型介護老人保健施設の施設)</p>
<p>第15条 条例第44条第2項の規定により定める施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 療養室 次に定める基準</p> <p>ア 一の療養室の定員は、1人とする。ただし、入居者への介護保健施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。</p> <p>イ いずれかのユニット(条例第2条第1項に規定するユニットをいう。以下この条及び次条において同じ。)に属するものとし、当該ユニットの共同生活室(条例第2条第1項に規定する共同生活室をいう。以下この条において同じ。)に近接して一体的に設けること。</p> <p>ウ 一の療養室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</p> <p>エ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>カ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p>	<p>第13条 条例第44条第2項の規定により定める施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 療養室 次に定める基準</p> <p>ア 一の療養室の定員は、1人とする。ただし、入居者への介護保健施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。</p> <p>イ いずれかのユニット(条例第2条第1項に規定するユニットをいう。以下この条及び次条において同じ。)に属するものとし、当該ユニットの共同生活室(条例第2条第1項に規定する共同生活室をいう。以下この条において同じ。)に近接して一体的に設けること。</p> <p>ウ 一の療養室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</p> <p>エ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>カ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p>

改正案	現行
<p>キ 入居者の身の回り品を保管することができる設備を設けること。</p> <p>ク ナース・コールを設けること。</p> <p>(2) 機能訓練室 1平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。</p> <p>(3) ユニット 次に定める基準</p> <p>ア 一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこと。</u></p> <p>イ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる施設の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める基準</p> <p>(ア) 共同生活室 次に定める基準</p> <p>a いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>c 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>(イ) 洗面所 次に定める基準</p> <p>a 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>(ウ) 便所 次に定める基準</p> <p>a 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>c 常夜灯を設けること。</p> <p>(4) 浴室 次に定める基準</p> <p>ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。</p> <p>(削る)</p>	<p>キ 入居者の身の回り品を保管することができる設備を設けること。</p> <p>ク ナース・コールを設けること。</p> <p>(2) 機能訓練室 1平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。</p> <p>(3) ユニット 次に定める基準</p> <p>ア 一のユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下とすること。</u></p> <p>イ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる施設の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める基準</p> <p>(ア) 共同生活室 次に定める基準</p> <p>a いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>c 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>(イ) 洗面所 次に定める基準</p> <p>a 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>(ウ) 便所 次に定める基準</p> <p>a 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>c 常夜灯を設けること。</p> <p>(4) 浴室 次に定める基準</p> <p>ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。</p>
<p>2 ユニット型介護老人保健施設の第4条第3項第4号の<u>ア</u>に規定する廊下の</p>	<p>2 ユニットに属さない療養室を改修した場合であって入居者同士の視線の遮断が確保されているときは、当該療養室を隔てる壁は、天井との間に<u>一定の隙間が生じていても差し支えないものとする。</u></p> <p>3 ユニット型介護老人保健施設の第4条第3項第4号の<u>ア</u>に規定する廊下の</p>

改正案	現行
<p>幅は、その一部を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上とすることができる。</p>	<p>幅は、その一部を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上とすることができる。</p>
<p>3 ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下この条において同じ。）であるユニット型介護老人保健施設は、本体施設の施設を利用することにより当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、条例第44条第1項第7号から第9号までに掲げる施設を置かないことができる。</p>	<p>4 ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下この条において同じ。）であるユニット型介護老人保健施設は、本体施設の施設を利用することにより当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、条例第44条第1項第7号から第9号までに掲げる施設を置かないことができる。</p>
<p>4 ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下この条において同じ。）であるユニット型介護老人保健施設は、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入居者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、条例第44条第1項第3号から第9号までに掲げる施設を置かないことができる。</p>	<p>5 ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下この条において同じ。）であるユニット型介護老人保健施設は、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入居者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、条例第44条第1項第3号から第9号までに掲げる施設を置かないことができる。</p>
<p>5 ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設又はユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の機能訓練室の基準は、第1項第2号の規定にかかわらず、40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えることとする。</p>	<p>6 ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設又はユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の機能訓練室の基準は、第1項第2号の規定にかかわらず、40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えることとする。</p>
<p><u>（ユニット型介護老人保健施設で開催する身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>第16条 条例第45条第8項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。</p>	
<p>（条例第50条第2項の規則で定める職員配置）</p>	<p>（条例第50条第2項の規則で定める職員配置）</p>
<p>第17条 条例第50条第2項の規則で定める職員配置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を勤務に従事する職員として配置すること。</p>	<p>第14条 条例第50条第2項の規則で定める職員配置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を勤務に従事する職員として配置すること。</p>

改正案	現行
<p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 <u>(電磁的記録等)</u></p>	<p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 <u>(新設)</u></p>
<p>第18条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されており、又は想定されるもの（条例第10条第1項及び第13条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	
<p>2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	
<p>附 則 (病床の転換を行って開設する介護老人保健施設に関する経過措置)</p>	<p>附 則 (病床の転換を行って開設する介護老人保健施設に関する経過措置)</p>
<p>6・7 略</p>	<p>6・7 略</p>
<p>8 一般病床、精神病床（医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床をいい、健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定するものに限る。以下同じ。）若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、これらの病床について令和6年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該介護老人保健施設の施設及び設備については、次に定めるところによる。</p>	<p>8 一般病床、精神病床（医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床をいい、健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定するものに限る。以下同じ。）若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、これらの病床について平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該介護老人保健施設の施設及び設備については、次に定めるところによる。</p>
<p>(1)～(5) 略</p>	<p>(1)～(5) 略</p>
<p>9 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、これらの病床について令和6年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該介護老人保健施設の施設については、次に定めるとこ</p>	<p>9 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、これらの病床について平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該介護老人保健施設の施設については、次に定めるとこ</p>

改正案	現行
<p>ろによる。 (1)・(2) 略</p> <p>10 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、これらの病床について令和6年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該介護老人保健施設の施設については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ユニット型介護老人保健施設にあつては、機能訓練室は、<u>第15条第1項第2号</u>の規定にかかわらず、40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えたものであることとする。</p> <p>11 略 (平成17年10月1日前から引き続き存する介護老人保健施設に関する経過措置)</p> <p>12 平成17年10月1日前から引き続き存する介護老人保健施設であるユニット型介護老人保健施設については、<u>第15条第1項第3号のイの(ア)のb</u>の規定は適用せず、同(ア)のaの規定の適用については、同a中「ふさわしい形状」とあるのは、「ふさわしい形状及び必要な広さ」とする。</p>	<p>ろによる。 (1)・(2) 略</p> <p>10 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、これらの病床について平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該介護老人保健施設の施設については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ユニット型介護老人保健施設にあつては、機能訓練室は、<u>第13条第1項第2号</u>の規定にかかわらず、40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えたものであることとする。</p> <p>11 略 (平成17年10月1日前から引き続き存する介護老人保健施設に関する経過措置)</p> <p>12 平成17年10月1日前から引き続き存する介護老人保健施設であるユニット型介護老人保健施設については、<u>第13条第1項第3号のイの(ア)のb</u>の規定は適用せず、同(ア)のaの規定の適用については、同a中「ふさわしい形状」とあるのは、「ふさわしい形状及び必要な広さ」とする。</p>

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則新旧対照表（第5条関係）

改正案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～13 略</p> <p>14 条例第12条第3項の養護老人ホームは、サテライト型養護老人ホームとし、次の各号に掲げる場合には、サテライト型養護老人ホームに当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められる場合 医師</p> <p>(2) 本体施設が次のアからオまで掲げる施設である場合において、当該本体施設のそれぞれアからオまでに定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるとき 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員</p> <p>ア 養護老人ホーム <u>生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員</u></p> <p>イ 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>ウ 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>エ 病院（病床数が100以上のものに限る。） 栄養士</p> <p>オ 診療所 事務員その他の従業者</p> <p><u>(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)</u></p> <p>第5条 <u>条例第15条第6項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。</u></p> <p>(感染症及び食中毒の予防等のための措置)</p> <p>第6条 条例第23条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)</u>をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。</p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～13 略</p> <p>14 条例第12条第3項の養護老人ホームは、サテライト型養護老人ホームとし、次の各号に掲げる場合には、サテライト型養護老人ホームに当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められる場合 医師</p> <p>(2) 本体施設が次のアからオまで掲げる施設である場合において、当該本体施設のそれぞれアからオまでに定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるとき 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員</p> <p>ア 養護老人ホーム <u>栄養士又は調理員、事務員その他の職員</u></p> <p>イ 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>ウ 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>エ 病院（病床数が100以上のものに限る。） 栄養士</p> <p>オ 診療所 事務員その他の従業者</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(感染症及び食中毒の予防等のための措置)</p> <p>第5条 条例第23条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。</p>

改正案	現行
<p>(2) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための<u>研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第24条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(事故発生等の防止のための措置)</p>	<p>(2) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための<u>研修</u>を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第24条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(事故発生等の防止のための措置)</p>
<p><u>第7条</u> 条例第28条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その旨の報告がされ、及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。</p> <p>(虐待の防止のための措置)</p>	<p><u>第6条</u> 条例第28条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その旨の報告がされ、及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第8条</u> 条例第29条の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)</u>を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。</p> <p>(電磁的記録)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第9条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するも</p>	

改正案	現行
<p><u>ののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>	

特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則新旧対照表（第6条関係）

改正案	現行
<p>(設備)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下この条において「居室等」という。）は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 居室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備（<u>第9条</u>において「特定防火設備」という。）により防災上有効に区画されていること。</p> <p>5 略</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 医師及び調理員、事務員その他の職員の数は、特別養護老人ホームがサテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。<u>第14条</u>において同じ。）若しくは介護医療院（同法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。<u>第14条</u>において同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（<u>第13条</u>及び<u>第14条</u>において「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の本体施設である場合であって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かないときは、当該特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p><u>（身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用）</u></p> <p>第4条 条例第16条第6項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催する</p>	<p>(設備)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下この条において「居室等」という。）は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 居室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備（<u>第7条</u>において「特定防火設備」という。）により防災上有効に区画されていること。</p> <p>5 略</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 医師及び調理員、事務員その他の職員の数は、特別養護老人ホームがサテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。<u>第11条</u>において同じ。）若しくは介護医療院（同法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。<u>第11条</u>において同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（<u>第10条</u>及び<u>第11条</u>において「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の本体施設である場合であって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かないときは、当該特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p><u>（新設）</u></p>

改正案	現行
<p><u>ことができるものとする。</u> (感染症及び食中毒の予防等のための措置)</p> <p>第5条 条例第27条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)</u> をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員への周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号。以下「省令」という。)第26条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 (事故発生等の防止のための措置)</p> <p>第6条 条例第32条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その旨の報告がされ、及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)</u> 及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。 (虐待の防止のための措置)</p> <p>第7条 条例第32条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)</u> を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p>	<p>(感染症及び食中毒の予防等のための措置)</p> <p>第4条 条例第27条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員への周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号。以下「省令」という。)第26条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 (事故発生等の防止のための措置)</p> <p>第5条 条例第32条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その旨の報告がされ、及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。 (新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>(2) <u>当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。</u> (ユニット型特別養護老人ホームに関する特別養護老人ホームの規定の適用関係)</p> <p>第8条 ユニット型特別養護老人ホームに対する第2条第1項及び第2項、第3条、第5条並びに第7条の規定の適用については、これらの規定中「特別養護老人ホーム」とあるのは、「ユニット型特別養護老人ホーム」とする。 (ユニット型特別養護老人ホームの設備)</p> <p>第9条 条例第36条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) ユニット(条例第2条第2号に規定するユニットをいう。以下この条及び次条において同じ。) 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準</p> <p>ア 居室 次に定める基準</p> <p>(ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(イ) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこと。</u></p> <p>(ウ) 地階に設けてはならないこと。</p> <p>(エ) <u>一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u> <u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>(カ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広</p>	<p>(ユニット型特別養護老人ホームに関する特別養護老人ホームの規定の適用関係)</p> <p>第6条 ユニット型特別養護老人ホームに対する第2条第1項及び第2項、第3条並びに第4条の規定の適用については、これらの規定中「特別養護老人ホーム」とあるのは、「ユニット型特別養護老人ホーム」とする。 (ユニット型特別養護老人ホームの設備)</p> <p>第7条 条例第36条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) ユニット(条例第2条第2号に規定するユニットをいう。以下この条及び次条において同じ。) 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準</p> <p>ア 居室 次に定める基準</p> <p>(ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(イ) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け、一のユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下としなければならないこと。</u></p> <p>(ウ) 地階に設けてはならないこと。</p> <p>(エ) <u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u></p> <p>a <u>一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>b <u>ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。</u></p> <p>(オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>(カ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広</p>

改正案	現行
<p>間に直接面して設けること。</p> <p>(キ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放することができるようにすること。</p> <p>(ク) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</p> <p>(ケ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>(ユニット型特別養護老人ホームで開催する身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)</u></p> <p><u>第10条 条例第37条第8項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。</u></p> <p>第11条 略</p> <p>(地域密着型特別養護老人ホームに関する特別養護老人ホームの規定の適用関係)</p> <p>第12条 地域密着型特別養護老人ホームに対する第2条、第3条、第5条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「特別養護老人ホーム」とあるのは、「地域密着型特別養護老人ホーム」とする。</p> <p>2 第3条第4項及び第5項並びに第7項の規定は、サテライト型居住施設には適用しない。</p> <p>第13条 略</p> <p>(地域密着型特別養護老人ホームの職員等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 サテライト型居住施設は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められる場合 医師</p> <p>(2) 本体施設が次のアからオまでに掲げる場合において、当該本体施設のそれぞれアからオまでに定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められる場合 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員</p>	<p>間に直接面して設けること。</p> <p>(キ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放することができるようにすること。</p> <p>(ク) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</p> <p>(ケ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第8条 略</p> <p>(地域密着型特別養護老人ホームに関する特別養護老人ホームの規定の適用関係)</p> <p>第9条 地域密着型特別養護老人ホームに対する第2条から第4条までの規定の適用については、これらの規定中「特別養護老人ホーム」とあるのは、「地域密着型特別養護老人ホーム」とする。</p> <p>2 第3条第4項及び第5項並びに第7項の規定は、サテライト型居住施設には適用しない。</p> <p>第10条 略</p> <p>(地域密着型特別養護老人ホームの職員等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 サテライト型居住施設は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められる場合 医師</p> <p>(2) 本体施設が次のアからオまでに掲げる場合において、当該本体施設のそれぞれアからオまでに定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められる場合 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員</p>

改正案	現行
<p>ア 特別養護老人ホーム <u>生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員</u></p> <p>イ 介護老人保健施設 <u>支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の職員</u></p> <p>ウ 介護医療院 <u>栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</u></p> <p>エ 病院（病床数が100以上のものに限る。） <u>栄養士</u></p> <p>オ 診療所 <u>事務員その他の職員</u></p>	<p>ア 特別養護老人ホーム <u>栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員</u></p> <p>イ 介護老人保健施設 <u>支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の職員</u></p> <p>ウ 介護医療院 <u>栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</u></p> <p>エ 病院（病床数が100以上のものに限る。） <u>栄養士</u></p> <p>オ 診療所 <u>事務員その他の職員</u></p>
<p>7～10 略</p> <p><u>（協議会におけるテレビ電話装置等の活用）</u></p>	<p>7～10 略</p> <p><u>（新設）</u></p>
<p><u>第15条 条例第45条第1項に規定する協議会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに関する特別養護老人ホームの規定の適用関係）</u></p>	<p><u>（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに関する特別養護老人ホームの規定の適用関係）</u></p>
<p><u>第16条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに対する第8条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「ユニット型特別養護老人ホーム」とあるのは、「ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」とする。</u></p> <p><u>（電磁的記録等）</u></p>	<p><u>第12条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに対する第6条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「ユニット型特別養護老人ホーム」とあるのは、「ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」とする。</u></p> <p><u>（新設）</u></p>
<p><u>第17条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されており、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>	
<p><u>2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下この項において「説明等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法を</u></p>	

改正案	現行
<p>いう。) によることができる。</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2～6 略</p> <p>7 一般病床、省令附則第6条に規定する精神病床(以下「精神病床」という。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準については、第2条第3項第9号のア及びイの規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>8 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準については、第2条第3項第9号のア及びイの規定にかかわらず、これらの規定に定める基準又は前項各号に定める基準のいずれかに適合することとする。</p> <p>9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅の基準については、第2条第5項第1号及び<u>第9条第3項第1号</u>の規定にかかわらず、廊下(中廊下を除く。)にあつては1.2メートル以上とし、中廊下にあつては1.6メートル以上とする。</p> <p>10・11 略</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2～6 略</p> <p>7 一般病床、省令附則第6条に規定する精神病床(以下「精神病床」という。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準については、第2条第3項第9号のア及びイの規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>8 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準については、第2条第3項第9号のア及びイの規定にかかわらず、これらの規定に定める基準又は前項各号に定める基準のいずれかに適合することとする。</p> <p>9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅の基準については、第2条第5項第1号及び<u>第7条第3項第1号</u>の規定にかかわらず、廊下(中廊下を除く。)にあつては1.2メートル以上とし、中廊下にあつては1.6メートル以上とする。</p> <p>10・11 略</p>

軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則新旧対照表（第7条関係）

改正案	現 行
<p>(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第6条 条例第17条第5項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。</p>	
<p>第7条 略</p>	<p>第6条 略</p>
<p>(感染症及び食中毒の予防等のための措置)</p>	<p>(感染症及び食中毒の予防等のための措置)</p>
<p>第8条 条例第26条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p>	<p>第7条 条例第26条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p>
<p>(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。</p>	<p>(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。</p>
<p>(2) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p>	<p>(2) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p>
<p>(3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>	<p>(3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p>
<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「省令」という。）第26条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p>	<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「省令」という。）第26条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p>
<p>(事故発生等の防止のための措置)</p>	<p>(事故発生等の防止のための措置)</p>
<p>第9条 条例第33条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p>	<p>第8条 条例第33条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p>
<p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p>	<p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p>
<p>(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、その旨の報告がされ、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。</p>	<p>(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、その旨の報告がされ、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。</p>
<p>(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p>	<p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p>

改正案	現行
<p>(4) <u>前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(<u>虐待の防止のための措置</u>)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第10条 条例第34条の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p>	
<p>(1) <u>当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p>	
<p>(2) <u>当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p>	
<p>(3) <u>当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p>	
<p>(4) <u>前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。</u></p>	
<p>(<u>電磁的記録等</u>)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第11条 <u>軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されており、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>	
<p>2 <u>軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>	
<p>附 則 (<u>軽費老人ホームA型に関する経過措置</u>)</p>	<p>附 則 (<u>軽費老人ホームA型に関する経過措置</u>)</p>
<p>2 条例附則第2項の規則で定める軽費老人ホームは、省令附則第2条第1号</p>	<p>2 条例附則第2項の規則で定める軽費老人ホームは、省令附則第2条第1号</p>

改正案	現行
<p>に規定する軽費老人ホームA型として知事が指定した軽費老人ホーム（以下「軽費老人ホームA型」という。）とする。</p> <p>3 条例附則第2項の規定により定める軽費老人ホームA型の設備及び運営の基準は、次項から附則第24項までに定めるところによる。</p> <p>（基本方針）</p> <p>4 軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを旨とするものでなければならない。</p> <p>5 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。</p> <p>6 軽費老人ホームA型は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>7 軽費老人ホームA型は、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他</p>	<p>に規定する軽費老人ホームA型として知事が指定した軽費老人ホーム（以下「軽費老人ホームA型」という。）とする。</p> <p>3 条例附則第2項の規定により定める軽費老人ホームA型の設備及び運営の基準は、次項から附則第23項までに定めるところによる。</p> <p>（基本方針）</p> <p>4 軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを旨とするものでなければならない。</p> <p>5 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。</p> <p>6 軽費老人ホームA型は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(新設)</p>
<p><u>の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。</u></p> <p>（規模）</p> <p>8 軽費老人ホームA型は、50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。</p> <p>（設備）</p> <p>9 軽費老人ホームA型には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームA型の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。</p> <p>(1) 居室</p> <p>(2) 談話室、娯楽室又は集会室</p> <p>(3) 静養室</p> <p>(4) 食堂</p> <p>(5) 浴室</p>	<p>（規模）</p> <p>7 軽費老人ホームA型は、50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。</p> <p>（設備）</p> <p>8 軽費老人ホームA型には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームA型の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。</p> <p>(1) 居室</p> <p>(2) 談話室、娯楽室又は集会室</p> <p>(3) 静養室</p> <p>(4) 食堂</p> <p>(5) 浴室</p>

改正案	現行
<p>(6) 洗面所 (7) 便所 (8) 医務室 (9) 調理室 (10) 職員室 (11) 面談室 (12) 洗濯室又は洗濯場 (13) 宿直室 (14) 事務室その他運営上必要な設備</p>	<p>(6) 洗面所 (7) 便所 (8) 医務室 (9) 調理室 (10) 職員室 (11) 面談室 (12) 洗濯室又は洗濯場 (13) 宿直室 (14) 事務室その他運営上必要な設備</p>
<p>10 前項第1号、第5号、第8号及び第9号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 居室 次に定める基準 ア 一の居室の定員は、原則として1人とすること。 イ 地階に設けてはならないこと。 ウ 入所者1人当たりの床面積（収納設備に係る部分の面積を除く。）は、6.6平方メートル以上とすること。</p> <p>(2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。</p> <p>(3) 医務室 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。</p> <p>(4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 (職員)</p>	<p>9 前項第1号、第5号、第8号及び第9号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 居室 次に定める基準 ア 一の居室の定員は、原則として1人とすること。 イ 地階に設けてはならないこと。 ウ 入所者1人当たりの床面積（収納設備に係る部分の面積を除く。）は、6.6平方メートル以上とすること。</p> <p>(2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。</p> <p>(3) 医務室 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。</p> <p>(4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 (職員)</p>
<p>11 軽費老人ホームA型に置かなければならない職員は、次の各号に掲げる職員とし、その員数は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める員数とする。ただし、併設する特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。）の栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあつては栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設長 1 (2) 生活相談員 常勤換算方法で、1以上</p>	<p>10 軽費老人ホームA型に置かなければならない職員は、次の各号に掲げる職員とし、その員数は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める員数とする。ただし、併設する特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。）の栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあつては栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設長 1 (2) 生活相談員 常勤換算方法で、1以上</p>

改正案	現行
<p>(3) 介護職員 常勤換算方法で、4以上</p> <p>(4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。附則第13項及び第18項において同じ。） 常勤換算方法で、1以上</p> <p>(5) 栄養士 1以上</p> <p>(6) 事務員 2以上</p> <p>(7) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(8) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当数</p>	<p>(3) 介護職員 常勤換算方法で、4以上</p> <p>(4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。附則第13項及び第18項において同じ。） 常勤換算方法で、1以上</p> <p>(5) 栄養士 1以上</p> <p>(6) 事務員 2以上</p> <p>(7) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(8) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当数</p>
<p>12 前項第2号の生活相談員のうち1人は、主任生活相談員としなければならない。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームA型にあっては、この限りでない。</p>	<p>11 前項第2号の生活相談員のうち1人は、主任生活相談員としなければならない。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームA型にあっては、この限りでない。</p>
<p>13 附則第11項第3号の介護職員のうち1人は、主任介護職員としなければならない。</p>	<p>12 附則第10項第3号の介護職員のうち1人は、主任介護職員としなければならない。</p>
<p>14 附則第11項第2号から第4号までの規定にかかわらず、第3条第1項第3号のアに規定する指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型に置くべき生活相談員、介護職員及び看護職員の数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。</p> <p>(1) 生活相談員 零以上</p> <p>(2) 介護職員 次に定める員数</p> <p>ア 一般入所者の数が20以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、1以上</p> <p>イ 一般入所者の数が20を超えて30以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、2以上</p> <p>ウ 一般入所者の数が30を超えて40以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、3以上</p> <p>エ 一般入所者の数が40を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、4以上</p> <p>(3) 看護職員 1以上</p> <p>15 前項の軽費老人ホームA型のうち一般入所者の数が40を超えるものの前項第2号の介護職員のうち1人以上は、主任介護職員としなければならない。</p>	<p>13 附則第10項第2号から第4号までの規定にかかわらず、第3条第1項第3号のアに規定する指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型に置くべき生活相談員、介護職員及び看護職員の数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。</p> <p>(1) 生活相談員 零以上</p> <p>(2) 介護職員 次に定める員数</p> <p>ア 一般入所者の数が20以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、1以上</p> <p>イ 一般入所者の数が20を超えて30以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、2以上</p> <p>ウ 一般入所者の数が30を超えて40以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、3以上</p> <p>エ 一般入所者の数が40を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、4以上</p> <p>(3) 看護職員 1以上</p> <p>14 前項の軽費老人ホームA型のうち一般入所者の数が40を超えるものの前項第2号の介護職員のうち1人以上は、主任介護職員としなければならない。</p>
<p>16 附則第11項及び前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、再開の場合は、推定数による。</p>	<p>15 附則第10項及び前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、再開の場合は、推定数による。</p>
<p>17 附則第11項及び第14項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延</p>	<p>16 附則第10項及び第13項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延</p>

改正案	現 行
<p>時間数の総数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p>	<p>時間数の総数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p>
<p>18 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>17 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>19 次に掲げる者は、常勤の者でなければならない。</p> <p>(1) 生活相談員のうち1人以上（主任生活相談員を置かなければならない場合にあつては、主任生活相談員）</p> <p>(2) 看護職員のうち1人以上</p> <p>(3) 事務員のうち1人以上</p> <p>(4) 主任介護職員</p> <p>(5) 栄養士</p>	<p>18 次に掲げる者は、常勤の者でなければならない。</p> <p>(1) 生活相談員のうち1人以上（主任生活相談員を置かなければならない場合にあつては、主任生活相談員）</p> <p>(2) 看護職員のうち1人以上</p> <p>(3) 事務員のうち1人以上</p> <p>(4) 主任介護職員</p> <p>(5) 栄養士</p>
<p>20 軽費老人ホームA型は、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。</p> <p>（健康管理）</p>	<p>19 軽費老人ホームA型は、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。</p> <p>（健康管理）</p>
<p>21 軽費老人ホームA型は、入所者について、その入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。</p> <p>（主任生活相談員の責務）</p>	<p>20 軽費老人ホームA型は、入所者について、その入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。</p> <p>（主任生活相談員の責務）</p>
<p>22 主任生活相談員は、<u>附則第24項</u>において準用する条例第23条に規定する業務のほか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。</p>	<p>21 主任生活相談員は、<u>附則第23項</u>において準用する条例第23条に規定する業務のほか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。</p>
<p>23 次項において準用する条例第23条及び前項の規定にかかわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあつては生活相談員又は主任介護職員が、生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームA型にあつては介護職員が、これらの規定に規定する業務を行わなければならない。</p> <p>（準用）</p>	<p>22 次項において準用する条例第23条及び前項の規定にかかわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあつては生活相談員又は主任介護職員が、生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームA型にあつては介護職員が、これらの規定に規定する業務を行わなければならない。</p> <p>（準用）</p>
<p>24 条例第3条から第9条まで、第10条第1項、第12条から第20条まで及び第22条から<u>第34条</u>まで並びにこの規則第5条及び第11条の規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、条例第22条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条」とあるのは、「軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則附則第21項から第23項まで並びに第24</p>	<p>23 条例第3条から第9条まで、第10条第1項、第12条から第20条まで及び第22条から<u>第33条</u>まで並びにこの規則第5条の規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、条例第22条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条」とあるのは、「軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則附則第20項から第22項まで並びに第23項において</p>

改正案	現行
<u>項</u> において準用する第7条から第9条まで、第12条から第20条」と読み替えるものとする。	準用する第7条から第9条まで、第12条から第20条」と読み替えるものとする。

介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則新旧対照表（第8条関係）

改正案	現行
<p>(従業者)</p> <p>第2条 条例第4条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。<u>第18条</u>において同じ。） 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除した数以上</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 栄養士又は<u>管理栄養士</u> 入所定員100以上の介護医療院にあつては、1以上</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(従業者)</p> <p>第2条 条例第4条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。<u>第15条</u>において同じ。） 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除した数以上</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあつては、1以上</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2・3 略</p>
<p>4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p>	<p>4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の看護職員を除き</u>、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p>
<p>5～7 略</p> <p>(施設)</p>	<p>5～7 略</p> <p>(施設)</p>
<p>第3条 条例第5条第2項の規定により定める施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 診察室 次に定める基準</p> <p>ア 診察室は、次に掲げる施設を有すること。</p> <p>(ア) 医師が診察を行う施設</p> <p>(イ) 略（かく）痰（たん）、血液、尿、糞（ふん）便等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設（以下この号及び<u>第16条第1項第2号</u>において「臨床検査施設」という。）</p> <p>(ウ) 調剤を行う施設</p> <p>イ アの(イ)の規定にかかわらず、臨床検査施設は、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検体検査（以下この号及び<u>第16条第1項第2号</u>において「検体検査」という。）の業務を委</p>	<p>第3条 条例第5条第2項の規定により定める施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 診察室 次に定める基準</p> <p>ア 診察室は、次に掲げる施設を有すること。</p> <p>(ア) 医師が診察を行う施設</p> <p>(イ) 略（かく）痰（たん）、血液、尿、糞（ふん）便等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設（以下この号及び<u>第14条第1項第2号のアの(イ)</u>において「臨床検査施設」という。）</p> <p>(ウ) 調剤を行う施設</p> <p>イ アの(イ)の規定にかかわらず、臨床検査施設は、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検体検査（以下この号及び<u>第14条第1項第2号のイ</u>において「検体検査」という。）の業務</p>

改正案	現行
<p>託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。</p> <p>ウ <u>臨床検査施設において検体検査を実施する場合にあっては、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の7から第9条の7の3までの規定を準用する。</u></p> <p>(3) 処置室 次に定める基準</p> <p>ア 処置室は、次に掲げる施設を有すること。</p> <p>(ア) 入所者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設</p> <p>(イ) 診察の用に供するエックス線装置（定格出力の管電圧（波高値とする。）が10キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが1メガ電子ボルト未満のものに限る。<u>第16条第1項第3号のアの(イ)において「エックス線装置」という。</u>）</p> <p>イ アの(ア)に規定する施設にあっては、前号のアの(ア)に規定する施設と兼用することができる。</p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>(構造設備)</p> <p>第4条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長）又は消防署長と相談の上、<u>条例第31条第1項</u>に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>イ <u>条例第31条第1項</u>に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練については、<u>同項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第6条第4項の規定により介護医療院に設けなければならない設備の基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 処置室 次に定める基準</p> <p>ア 処置室は、次に掲げる施設を有すること。</p> <p>(ア) 入所者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設</p> <p>(イ) 診察の用に供するエックス線装置（定格出力の管電圧（波高値とする。）が10キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが1メガ電子ボルト未満のものに限る。<u>第14条第1項第3号のアの(イ)において「エックス線装置」という。</u>）</p> <p>イ アの(ア)に規定する施設にあっては、前号のアの(ア)に規定する施設と兼用することができる。</p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>(構造設備)</p> <p>第4条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長）又は消防署長と相談の上、<u>条例第31条</u>に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>イ <u>条例第31条</u>に規定する訓練については、<u>同条</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第6条第4項の規定により介護医療院に設けなければならない設備の基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

改正案	現行
<p>(3) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。</p>	<p>(3) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。</p>
<p>(4)～(6) 略 <u>(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)</u></p>	<p>(4)～(6) 略 <u>(新設)</u></p>
<p><u>第8条 条例第15条第6項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。</u></p>	
<p>(施設サービス計画)</p>	<p>(施設サービス計画)</p>
<p><u>第9条 計画担当介護支援専門員（条例第16条第2項に規定する計画担当介護支援専門員をいう。以下この条において同じ。）は、条例第16条第3項の規定による解決すべき課題の把握に当たっては、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにしなければならない。</u></p>	<p><u>第8条 計画担当介護支援専門員（条例第16条第2項に規定する計画担当介護支援専門員をいう。以下この条において同じ。）は、条例第16条第3項の規定による解決すべき課題の把握に当たっては、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにしなければならない。</u></p>
<p>2 前項の解決すべき課題の把握は、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、その理解を得なければならない。</p>	<p>2 前項の解決すべき課題の把握は、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、その理解を得なければならない。</p>
<p>3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画には、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載しなければならない。</p>	<p>3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画には、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載しなければならない。</p>
<p><u>4 条例第16条第5項に規定するサービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p>5 条例第16条第6項の規定による入所者の同意は、当該入所者又はその家族に対しあらかじめその内容の説明を行った上で、文書により得なければならない。</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。</p> <p>7 計画担当介護支援専門員は、条例第16条第7項の規定による実施状況の把握に当たっては、入所者及びその家族並びに当該入所者への介護医療院サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うものとし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に入所者に面接すること。</p> <p>(2) 定期的に当該実施状況の把握の結果を記録すること。</p> <p>8 第1項から第6項までの規定は、施設サービス計画の変更について準用する。</p>	<p>4 条例第16条第6項の規定による入所者の同意は、当該入所者又はその家族に対しあらかじめその内容の説明を行った上で、文書により得なければならない。</p> <p>5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、条例第16条第7項の規定による実施状況の把握に当たっては、入所者及びその家族並びに当該入所者への介護医療院サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うものとし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に入所者に面接すること。</p> <p>(2) 定期的に当該実施状況の把握の結果を記録すること。</p> <p>7 第1項から第5項までの規定は、施設サービス計画の変更について準用する。</p>
<p>第10条・第11条 略</p>	<p>第9条・第10条 略</p>
<p>(感染症及び食中毒の予防等のための措置)</p>	<p>(感染症及び食中毒の予防等のための措置)</p>
<p>第12条 条例第32条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p>	<p>第11条 条例第32条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p>
<p>(1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、省令第33条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p>	<p>(1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、省令第33条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p>
<p>(業務の委託)</p>	<p>(業務の委託)</p>
<p>第13条 条例第32条第3項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p>	<p>第12条 条例第32条第3項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p>
<p>(1) 第3条第2号のイ及び第16条第1項第2号のイに規定する検体検査の業務</p> <p>(2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又</p>	<p>(1) 第3条第2号のイ及び第14条第1項第2号のイに規定する検体検査の業務</p> <p>(2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又</p>

改正案	現行
<p>は消毒の業務</p> <p>(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務</p> <p>(4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務(高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。)</p> <p>2 医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13並びに別表第1の2及び3、臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)第12条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第75号)附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)第12条の規定は、条例第32条第3項の規則で定める基準について準用する。この場合において、医療法施行規則第9条の8第1項中「法第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設(施設告示第4号に定める施設を除く。)における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設(昭和56年厚生省告示第17号。次項において「施設告示」という。)に定める施設(第4号に掲げる施設を除く。)における検体検査の業務(介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(平成30年長野県規則第18号。以下「基準条例施行規則」という。)第13条第1項第1号に規定する検体検査の業務をいう。次項において同じ。)の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「法第15条の3第1項第2号の前条の施設(施設告示第4号に定める施設に限る。)における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、第9条の9第1項中「法第15条の3第2項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「基準条例施行規則第13条第1項第2号の規定による医療機器又は医学的処置」と、第9条の12中「法第15条の3第2項の規定による第9条の8の2に定める医療機器」とあるのは「基準条例施行規則第13条第1項第3号の規定による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」</p>	<p>は消毒の業務</p> <p>(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務</p> <p>(4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務(高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。)</p> <p>2 医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13並びに別表第1の2及び3、臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)第12条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第75号)附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)第12条の規定は、条例第32条第3項の規則で定める基準について準用する。この場合において、医療法施行規則第9条の8第1項中「法第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設(施設告示第4号に定める施設を除く。)における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設(昭和56年厚生省告示第17号。次項において「施設告示」という。)に定める施設(第4号に掲げる施設を除く。)における検体検査の業務(介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(平成30年長野県規則第18号。以下「基準条例施行規則」という。)第12条第1項第1号に規定する検体検査の業務をいう。次項において同じ。)の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「法第15条の3第1項第2号の前条の施設(施設告示第4号に定める施設に限る。)における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、第9条の9第1項中「法第15条の3第2項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「基準条例施行規則第12条第1項第2号の規定による医療機器又は医学的処置」と、第9条の12中「法第15条の3第2項の規定による第9条の8の2に定める医療機器」とあるのは「基準条例施行規則第12条第1項第3号の規定による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」</p>

改正案	現行
<p>と、第9条の13中「法第15条の3第2項の規定による医療」とあるのは「基準条例施行規則第13条第1項第4号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第18号）第13条第1項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第18号）第13条第1項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。</p> <p>（事故発生等の防止のための措置）</p>	<p>と、第9条の13中「法第15条の3第2項の規定による医療」とあるのは「基準条例施行規則第12条第1項第4号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第18号）第12条第1項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第18号）第12条第1項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。</p> <p>（事故発生等の防止のための措置）</p>
<p>第14条 条例第39条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その旨の報告がされ、及びその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。</p>	<p>第13条 条例第39条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その旨の報告がされ、及びその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>（新設）</p>
<p>（虐待の防止のための措置）</p> <p>第15条 条例第39条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防</p>	<p>（新設）</p>

改正案	現行
<p><u>止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。</u></p> <p>(ユニット型介護医療院の施設)</p> <p>第16条 条例第44条第2項の規定により定める施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 療養室 次に定める基準</p> <p>ア 一の療養室の定員は、1人とする。ただし、入居者への介護医療院サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とするができる。</p> <p>イ いずれかのユニット(条例第2条第1項に規定するユニットをいう。以下この条において同じ。)に属するものとし、当該ユニットの共同生活室(条例第2条第1項に規定する共同生活室をいう。以下この条において同じ。)に近接して一体的に設けること。</p> <p>ウ 一の療養室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</p> <p>エ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>カ 入居者のプライバシーの確保に配慮した療養床を設けること。</p> <p>キ 入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</p> <p>ク ナース・コールを設けること。</p> <p>(2) 診察室 次に定める基準</p> <p>ア 診察室は、次に掲げる施設を有すること。</p> <p>(ア) 医師が診察を行う施設</p> <p>(イ) 臨床検査施設</p> <p>(ウ) 調剤を行う施設</p> <p>イ アの(イ)の規定にかかわらず、検体検査の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。</p> <p><u>ウ 臨床検査施設において検体検査を実施する場合にあっては、医療法施行規則第9条の7から第9条の7の3までの規定を準用する。</u></p> <p>(3) 処置室 次に定める基準</p> <p>ア 処置室は、次に掲げる施設を有すること。</p> <p>(ア) 入居者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設</p>	<p>(ユニット型介護医療院の施設)</p> <p>第14条 条例第44条第2項の規定により定める施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 療養室 次に定める基準</p> <p>ア 一の療養室の定員は、1人とする。ただし、入居者への介護医療院サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とするができる。</p> <p>イ いずれかのユニット(条例第2条第1項に規定するユニットをいう。以下この条において同じ。)に属するものとし、当該ユニットの共同生活室(条例第2条第1項に規定する共同生活室をいう。以下この条において同じ。)に近接して一体的に設けること。</p> <p>ウ 一の療養室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</p> <p>エ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>カ 入居者のプライバシーの確保に配慮した療養床を設けること。</p> <p>キ 入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</p> <p>ク ナース・コールを設けること。</p> <p>(2) 診察室 次に定める基準</p> <p>ア 診察室は、次に掲げる施設を有すること。</p> <p>(ア) 医師が診察を行う施設</p> <p>(イ) 臨床検査施設</p> <p>(ウ) 調剤を行う施設</p> <p>イ アの(イ)の規定にかかわらず、検体検査の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 処置室 次に定める基準</p> <p>ア 処置室は、次に掲げる施設を有すること。</p> <p>(ア) 入居者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設</p>

改正案	現行
<p>(イ) 診察の用に供するエックス線装置</p> <p>イ アの(ア)に規定する施設にあっては、前号のアの(ア)に規定する施設と兼用することができる。</p> <p>(4) 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。</p> <p>(5) ユニット 次に定める基準</p> <p>ア 一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えない</u>こと。</p> <p>イ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる施設の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める基準</p> <p>(ア) 共同生活室 次に定める基準</p> <p>a いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>c 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>(イ) 洗面設備 次に定める基準</p> <p>a 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>(ウ) 便所 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(6) 浴室 次に定める基準</p> <p>ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。</p> <p>(削る)</p>	<p>(イ) 診察の用に供するエックス線装置</p> <p>イ アの(ア)に規定する施設にあっては、前号のアの(ア)に規定する施設と兼用することができる。</p> <p>(4) 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。</p> <p>(5) ユニット 次に定める基準</p> <p>ア 一のユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下とすること</u>。</p> <p>イ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる施設の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める基準</p> <p>(ア) 共同生活室 次に定める基準</p> <p>a いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>c 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>(イ) 洗面設備 次に定める基準</p> <p>a 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>(ウ) 便所 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(6) 浴室 次に定める基準</p> <p>ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。</p>
<p>2 ユニット型医療機関併設型小規模介護医療院（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型介護医療院のうち、入居定員が19人以下のものをいう。）の機能訓練室の基準は、第1項</p>	<p>2 <u>ユニットに属さない療養室を改修した場合であって入居者同士の視線の遮断が確保されているときは、当該療養室を隔てる壁は、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないものとすること。</u></p> <p>3 ユニット型医療機関併設型小規模介護医療院（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型介護医療院のうち、入居定員が19人以下のものをいう。）の機能訓練室の基準は、第1項</p>

改正案	現行
<p>第4号の規定にかかわらず、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えることとする。</p> <p><u>(ユニット型介護医療院で開催する身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)</u></p>	<p>第4号の規定にかかわらず、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えることとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第17条 条例第45条第8項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。</p> <p>(条例第50条第2項の規則で定める職員配置)</p>	<p>第15条 条例第50条第2項の規則で定める職員配置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(条例第50条第2項の規則で定める職員配置)</p>
<p>第18条 条例第50条第2項の規則で定める職員配置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p>	<p>第15条 条例第50条第2項の規則で定める職員配置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第19条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されており、又は想定されるもの（条例第10条第1項及び第13条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	
<p>2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	
<p>附 則 (施行期日)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p>

改正案	現行
<p>1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第4項において同じ。)を行って介護医療院(ユニット型介護医療院を除く。以下この項において同じ。)を開設する場合における当該介護医療院の施設及び設備については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 療養室の入所者1人当たりの床面積は、第3条第1号のイの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、6.4平方メートル以上とすること。</p> <p>(2) 条例第6条第1項及び第2項の規定は、適用しない。</p> <p>(3) 第4条第3項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあっては、100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。</p> <p>(4) 療養室に隣接する廊下について第4条第3項第5号のアの規定を適用する場合においては、同ア中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。</p> <p>3 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第3条第7号のイ及び第16条第1項第6号のイの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。</p>	<p>1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を行って介護医療院(ユニット型介護医療院を除く。以下この項において同じ。)を開設する場合における当該介護医療院の施設及び設備については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 療養室の入所者1人当たりの床面積は、第3条第1号のイの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、6.4平方メートル以上とすること。</p> <p>(2) 条例第6条第1項及び第2項の規定は、適用しない。</p> <p>(3) 第4条第3項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあっては、100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。</p> <p>(4) 療養室に隣接する廊下について第4条第3項第5号のアの規定を適用する場合においては、同ア中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>4 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設（以下この項及び次項において「介護療養型老人保健施設」という。）を開設した場合であって、令和6年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合において、当該介護医療院の建物（基本的な設備が完成しているものを含む、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）についての第3条及び第16条の適用については、第3条第2号のアの(イ)中「という。）」とあるのは「という。）。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、同アの(ウ)中「調剤を行う施設」とあるのは「調剤を行う施設。ただし、近隣の場所にある薬局と連携することにより入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、同条第3号のアの(イ)中「という。）」とあるのは「という。）。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、第16条第1項第2号のアの(イ)中「臨床検査施設」とあるのは「臨床検査施設。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、同アの(ウ)中「調剤を行う施設」とあるのは「調剤を行う施設。ただし、近隣の場所にある薬局と連携することにより入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、同項第3号のアの(イ)中「エックス線装置」とあるのは「エックス線装置。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」とする。</p>	<p>3 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設（以下この項及び次項において「介護療養型老人保健施設」という。）を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合において、当該介護医療院の建物（基本的な設備が完成しているものを含む、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）についての第3条及び第14条の適用については、第3条第2号のアの(イ)中「という。）」とあるのは「という。）。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、同アの(ウ)中「調剤を行う施設」とあるのは「調剤を行う施設。ただし、近隣の場所にある薬局と連携することにより入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、同条第3号のアの(イ)中「という。）」とあるのは「という。）。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、第14条第1項第2号のアの(イ)中「臨床検査施設」とあるのは「臨床検査施設。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、同アの(ウ)中「調剤を行う施設」とあるのは「調剤を行う施設。ただし、近隣の場所にある薬局と連携することにより入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」と、同項第3号のアの(イ)中「エックス線装置」とあるのは「エックス線装置。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、置かないことができる。」とする。</p>
<p>5 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、令和6年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。）を開設した場合における当該介護医療院の施設及び設備については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 療養室の入所者1人当たりの床面積は、第3条第1号のイの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、6.4平</p>	<p>4 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。）を開設した場合における当該介護医療院の施設及び設備については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 療養室の入所者1人当たりの床面積は、第3条第1号のイの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、6.4平</p>

改正案	現行
<p>方メートル以上とすること。</p> <p>(2) 条例第6条第1項及び第2項の規定は、適用しない。</p> <p>(3) 第4条第3項第1号の規定を適用する場合には、同号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。</p> <p>(4) 療養室に隣接する廊下について第4条第3項第5号のアの規定を適用する場合には、同ア中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。</p>	<p>方メートル以上とすること。</p> <p>(2) 条例第6条第1項及び第2項の規定は、適用しない。</p> <p>(3) 第4条第3項第1号の規定を適用する場合には、同号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。</p> <p>(4) 療養室に隣接する廊下について第4条第3項第5号のアの規定を適用する場合には、同ア中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。</p>

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則新旧対照表
(第9条関係)

改正案	現 行
<p><u>(従業者)</u></p> <p><u>第2条 条例第4条第1項の規定により定める医師及び薬剤師並びに栄養士又は管理栄養士の員数の基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</u></p> <p><u>(1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法（昭和23年法律第205号）に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</u></p> <p><u>(2) 栄養士又は管理栄養士 療養病床が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>第3条 条例第4条第2項の規定により定める看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第5条第2号において同じ。）及び介護職員の員数の基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</u></p> <p><u>(1) 療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下この項において「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が8又はその端数を増すごとに1以上</u></p> <p><u>(2) 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上</u></p> <p><u>2 前項の常勤換算方法とは、同項第1号に掲げる看護職員及び同項第2号に掲げる介護職員（以下この項において「看護職員等」という。）のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の看護職員等が勤務すべき時間数で除することにより常勤の看護職員等の員数に換算する方法をいう。</u></p> <p><u>第4条 条例第4条第3項の規定により定める医師及び薬剤師並びに栄養士又は管理栄養士の員数の基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</u></p> <p><u>(1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上</u></p> <p><u>(2) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症患者療養病棟に係る病床数及び</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(看護職員及び介護職員)</u></p> <p><u>第2条 条例第2条第4項の規定により定める看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び介護職員の員数の基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</u></p> <p><u>(1) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下この項及び第4条において同じ。）に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下この項において「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が8又はその端数を増すごとに1以上</u></p> <p><u>(2) 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上</u></p> <p><u>2 前項の常勤換算方法とは、同項第1号に掲げる看護職員及び同項第2号に掲げる介護職員（以下この項において「看護職員等」という。）のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の看護職員等が勤務すべき時間数で除することにより常勤の看護職員等の員数に換算する方法をいう。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p>療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上</p> <p><u>第5条</u> 条例第4条第4項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) <u>医師及び薬剤師</u> それぞれ医療法上必要とされる数以上</p> <p>(2) <u>老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員</u> 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が5又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>(3) <u>老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員</u> 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>(4) <u>老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士</u> 1以上</p> <p>(5) <u>老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者</u> 1以上</p> <p>(6) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上</p> <p>(7) <u>介護支援専門員</u> 1以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）</p> <p>2 前項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>（廊下の幅）</p>	<p><u>第3条</u> 条例第2条第5項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) <u>医師、薬剤師及び栄養士</u> それぞれ医療法上必要とされる数以上</p> <p>(2) <u>老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員</u> 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が5又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>(3) <u>老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員</u> 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>(4) <u>老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士</u> 1以上</p> <p>(5) <u>老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者</u> 1以上</p> <p>（新設）</p> <p>(6) <u>介護支援専門員</u> 1以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）</p> <p>2 前項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>（廊下の幅）</p>
<p><u>第6条</u> 条例第5条第1項の規定により定める廊下の幅の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) <u>療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設</u> 次のア及びイに掲げる施設の区分に応じ、それぞれア及びイに定める基準</p> <p>ア <u>指定介護療養型医療施設</u>（イに掲げるものを除く。）患者が使用する廊下が療養病床に係る病室に隣接する場合は、内法による測定で、1.2メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある場合は、内法による測定で、1.6メートル以上とすること。</p> <p>イ <u>ユニット型指定介護療養型医療施設</u> 1.2メートル以上とすること。ただし、中廊下にある場合は、1.6メートル以上とすること。</p>	<p><u>第4条</u> 条例第2条第6項の規定により定める廊下の幅の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) <u>療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設</u> 次のア及びイに掲げる施設の区分に応じ、それぞれア及びイに定める基準</p> <p>ア <u>指定介護療養型医療施設</u>（イに掲げるものを除く。）患者が使用する廊下が療養病床に係る病室に隣接する場合は、内法による測定で、1.2メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある場合は、内法による測定で、1.6メートル以上とすること。</p> <p>イ <u>ユニット型指定介護療養型医療施設</u>（<u>施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室</u>（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構</p>

改正案	現行
<p>(2) 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設 患者が使用する廊下が老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する場合は、内法による測定で、1.2メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある場合は、内法による測定で、1.6メートル以上とすること。 <u>(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)</u></p>	<p><u>成される場所ごとに入院患者の日常生活が営まれ、その者に対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。)</u> 1.2メートル以上とすること。ただし、中廊下にあつては、1.6メートル以上とすること。</p> <p>(2) 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設 患者が使用する廊下が老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する場合は、内法による測定で、1.2メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある場合は、内法による測定で、1.6メートル以上とすること。 <u>(新設)</u></p>
<p>第7条 条例第6条第1項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。 <u>(サービス担当者会議におけるテレビ電話装置等の活用)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>第8条 サービス担当者会議（施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員及びその他の指定介護療養施設サービスの提供に当たる従業員により構成する会議をいう。）は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、入院患者又はその家族が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者又はその家族の同意を得なければならない。 <u>(感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>第9条 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。 <u>(事故発生の防止のための委員会におけるテレビ電話装置等の活用)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>第10条 事故発生の防止のための委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。 <u>(虐待の防止のための措置)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>第11条 条例第6条第15項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。 <u>(1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。</u></p>	

改正案	現行
<p>(2) <u>当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。</u></p> <p><u>(ユニット型指定介護療養型医療施設の病室)</u></p>	
<p>第12条 条例第7条第3項の規定により定める病室の基準は、次に定める基準とする。</p> <p>(1) <u>一の病室の定員は、1人とする。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p> <p>(3) <u>一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、第1号ただし書に規定する場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第13条 <u>指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されており、又は想定されるもの（指定介護療養施設サービスの提供を求められた場合にその者の提示する被保険者証によって行う被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間の確認並びに当該患者の被保険者証への入院の年月日、入院している介護保険施設の種類及び名称並びに退院の年月日の記載並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その</u></p>	

改正案	現行
<u>他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、 条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想 定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識すること ができない方法をいう。）によることができる。</u>	